

|  |  |   |   |   |     |
|--|--|---|---|---|-----|
| 監査マニュアル ASCブリ・スギ類基準  |  | 監査実施日: 2016年2月19日<br>実施者: 株式会社アマタ環境認証研究所(現: アミタ株式会社)<br>対応者: 山口佐千生・和家紀彦   |   |   |     |
| ブリ・スギ類水産養殖管理検討会作成  |  |   |   |   |     |
| 対象種: ブリ( <i>Seriola quinqueradiata</i> )、カンパチ( <i>S. dumerili</i> )、ヒレナガカンパチ( <i>S. rivoliana</i> )、ヒラマサ( <i>S. lalandi</i> )、スギ( <i>Rachycentron canadum</i> )  |  |   |   |   |     |
| <p>養殖場および監査員の皆さま<br/>本監査マニュアルはASCブリ・スギ類基準の附帯資料として作成された。</p> <p><b>本監査マニュアルの別紙は、ASCブリ・スギ類基準書で確認できる。</b></p> <p>本マニュアルの補足資料として、事前チェックリストがある。初回監査に先立ち申請者が用意すべき最低限の情報について解説している。監査の前に、申請者および適合性評価機関(GAB)は、監査は本社および養殖場の両方を訪問し、それぞれで情報を確認する必要があるか、適切な記録フォーマット(電子媒体か紙媒体か)について、合意しておくこと。</p> |  |   |   |   |     |
| 原則1: 該当する全ての国際法、国内法および地方条例の順守  |  |   |   |   |     |
| 判定基準1.1 該当する全ての国際、国内、地方の法的必要条件と規制の順守   |  |   |   |   |     |
| 実行のための手引き: これらの基準への準拠を確認するために、監査員は養殖場の立地と作業工程に関する書類および当該箇所を確認する必要がある。情報は、養殖を行う会社の本社が作成する必要があるものもあれば、現場に直接関連した情報もあるだろう。   |  |   |   |   |     |
|  |  | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)  | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見  | 適合性 |
| 1.1.1  | 指標: 関連するすべての国および地方の法律と条例を順守していることを示す書類   | a. 該当する土地及び水の利用に関する法律の書面もしくはデータを保持していること。監査チームに該当する法律と許認可の要約を、担当職員の連絡先を添えて提出すること  | A. 該当する土地および水利用に関する法律の要件にそって養殖生産工程を確認する   | 漁業法、持続的養殖生産確保法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法などが該当する。条文はすべてインターネット上で確認でき、必要なものを印刷して保持している。法律のリストを作成している。 | 適合  |
|  | 要件: 必要<br>適用範囲: すべて                      | b. 借用合意書、土地所有権、許可証の原本(もしくは承認された写し)を保持していること   | B. 申請者が必要な原本(または承認された写し)を保持していることを確認する<br>・ 借用合意書、土地所有権<br>・ 行政管轄局よる許認可<br>・ 養殖免許   | うわうみ漁協に対し愛媛県から区画漁業権が付与されており、漁業権行使規則を組合内で作成している。養殖できる魚種も設定されている。                                 | 適合  |
|  |  | c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること(操業地域の法律で視察が求められる場合に限る)   | C. 視察記録が国または地方の法や規則に準拠しているかを確認する(該当する場合)  | 愛媛県魚類養殖協議会が毎年9月に立ち入り検査をしている。生産尾数の確認をしている。   | 適合  |
| 1.1.2  | 指標: 全ての税法を順守していることを示す書類                  | a. 地方税務局からの納税完了通知書もしくは税法適合証書を提出すること<br>または<br>該当局に対する納税の記録を保持していること(固定資産税、水利用税、収入税など)。ただし認証機関は申請者が公表を求められた、あるいは選択した場合を除き、税に関する機密情報を公表してはならない。 | A. 地方税務局からの納税完了通知書と税法適合証書の両方またはどちらかを確認する<br>または<br>独立した(第三者の)監査会社による年次報告書は納税記録の確認に利用できる。申請者が該当局に対する納税記録を確認する。申請者の納税に関する機密情報を公開してはならない | 生産者は全員個人事業主である。確定申告の申告決算書を各個人が保持している。漁協で確定申告のとりまとめをしている。例を確認した。                                 |     |
|  | 要件: 必要<br>適用範囲: すべて                      | b. 養殖場は税法に関しその適合要件がその事業規模に見合っていることを保証すること。大規模生産者は、例えば税法対応全体を管理するために、公認会計士のような資格と知識を持った税に関する専門家のサービスを養殖場が利用していることを示すこと。小規模生産者は、税の領収書を提示すること    | B. 養殖場が税法の順守を適切に保証するかを確認する。大規模養殖場の場合、税に関する専門家サービスの利用、小規模養殖業者の場合、払い込み領収書の保持。   | 漁協は税理士事務所に依頼している。   |     |
|  |  | c. 親会社が税金を合法的に支払っている場合、養殖場はこの趣旨で情報を提示すること   | C. 親会社の納税の妥当性を確認する  | 親会社は存在しないため該当しない。   |     |
| 1.1.3  | 指標: すべての労働法および条例を順守していることを示す書類<br>要件: 必要 | a. 国または地方の労働規約および雇用に関する法律の要件に、養殖場がどのように適合しているかを示すこと   | A. 労働規約と雇用に関する法律に対し養殖場が適合していることを、書類の確認、職員や労働者の代表と直接対談する等して確認する。   | 生産者: 個人事業主のため該当しない<br>漁協: 漁協職員が該当する。  |     |

|   |  |  |   |                                     |     |
|---|--|--|---|-------------------------------------|-----|
|   | 適用範囲:すべて   | b. 国の労働法および規約の順守にかかる養殖場視察の記録を保持すること(そのような視察が操業している国において法的要件となっている場合に限る)  | B. 国の労働法および規約の順守にかかる視察記録を確認する(該当する場合)     | 労働基準監督署の監査記録などがあれば確認する。             |     |
| 1.1.4   | 指標:水質への影響に関連する条例および認可を順守していることを示す書類<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて | a. 該当する場合、排水にかかる許可を得ること  | A. 該当する場合、申請者が許可を得ていることを確認する              | 養殖を対象とした排水関係の法令規制は存在しない。陸上の加工施設はない。 |     |
|   |  | b. 必要に応じて、排水に関する法律・条例へのモニタリング記録および順守を示す記録を保持すること   | B. モニタリングが排水に関する法律および条例に順守しているかを示す記録を確認する | 排水のモニタリングは求められていない。                 |     |
|   |  | c. 廃棄および環境汚染に関するモニタリング記録および法律・条例への順守を示す記録を保持すること   | C. モニタリングが排水に関する法律および条例に順守しているかを示す記録を確認する |                                     |     |
| <b>原則2: 自然環境、地域の生物多様性、生態系の構造と機能の保全</b>  |  |  |   | 監査所見                                | 適合性 |
| <p>実行のための手引き:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.1.1に関し、単一の試料結果に基づく基準の違反があった場合、養殖場はより厳格なサンプリングの実行を要求される</li> <li>・ 2.1.2に関し、養殖業者はその場所にもっとも適している底生動物群集構造の測定を利用することができる。ASCは今後、基準の反復処理 (further iterations of the standards) を知らせる地域と場所の特徴ごとに、適切な種のリストと情報をまとめる予定である。</li> <li>・ 2.1.1および2.1.2に関し、基準となる地点はAZEの外側の点で、我々が知りたいのは養殖場のために環境が悪化していないかということである。水深が平均に近い地点で試料を採取することが望ましい。</li> </ul>  |  |  |   |                                     |     |
| 判定基準2.1 底生動物の生物多様性と生息環境への影響   |  |  |   |                                     |     |
|   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)                                     | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)  |   | 監査所見                                | 適合性 |
| <p>判定基準2.1に関する申請者およびCABに対する手引き:底生環境への影響評価とモニタリング</p> <p>ASCは底生環境に対する影響指標のモニタリングとサンプリング地点の場所に関し、法的な要件が前もって存在するかもしれないことを認識している。しかしながら、全ての場合において、ブリ・スギ類の基準は選択した底生環境指標(酸化還元電位、硫化物濃度または全有機炭素量)の有意差を検査することを求めている。適合性の評価はサンプリング計画に基づき、最低でも生け簀の端からの試料と定義したAZEの内部および外部(対照地)からの試料を含んでいなければならない。魚類養殖における生物系沈降物の分布に関するモデリング研究から、栽培からの特定物質の拡散・沈殿は、流速、測深、エサや排泄物の沈殿速度によって変化し、かなり離れた場所でも確認されることが示されている(Gowen et al. 1994; Hevia et al.1996, Jesup et al. 2007 and Cromey et al. 2002)。AZEならびに養殖場所に対する対照区の適切な上流または下流の場所は、各水塊と場所特有の水利条件に伴い変化するだろう。注意深く設計されたサンプリング計画は、信頼性があり、現実的で、科学的に頑健な底生環境への影響評価を可能とする観点で設計しなければならない<sup>[2]</sup>。</p> |  |  |   |                                     |     |
|   |  | <p>注:指標2.1.1に従い、養殖場は酸化還元電位(オプション1)、硫化物濃度(オプション2)または全有機炭素量(オプション3)の測定を選択することができる。この判定基準に対する適合性の評価は、ひとつの(選択した)指標の確認に基づき、検定はAZEの内部と外部の対照区との間の有意差に焦点を当ててはならない。AZEの外縁部(AZEのすぐ外側)における指標値は、対照区の値と有意に異なってはならない。サンプリング体制にかかる要件、時期についてのさらなる情報は、ブリ・スギ類基準に記載されている。監査ポイントb~gは、初回監査時にAZEを規定している養殖場およびブリ・スギ類基準の発行から3年を経過した全ての養殖場にのみ適用される。</p> <p>全ての養殖場は、SCAD基準発行後3年以内に、すべての認証養殖場は場所特有のAZEと分散パターンを決めるための適切な解析を行ってなければならない。</p> <p>定基準2.1.1に関し、もし単一サンプルの結果に基づく基準の違反があった場合は、養殖場はより厳格なサンプリングプロセスの実行を求められる。</p> |   |                                     |     |

|  |  |   |  |   |  |
|--|--|---|--|---|--|
| 2.1.1  | <p>指標: 対照区と比較して検出される養殖事業に起因する影響の許容範囲 (Allowable Zone Effect: AZE)<sup>[1]</sup>の外縁部における、酸化還元電位、硫化物濃度または全有機炭素量</p> <p>要件: 対照区と比較して、AZEの外縁部の底質中のTOCまたは硫化物濃度または酸化還元電位に有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: 脚注1の記した場合を除く全ての養殖場。AZEをまだ規定していない養殖場については、ブリ・スギ類基準発行から3年以内とする。</p>  | <p>a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場が個別のAZEを用いる場合、その選択の根拠をCABIに示すこと<br/>または(AZEをまだ規定していない養殖場については、ブリ・スギ類基準発行後3年までに用意する)<br/>すべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を用意すること</p> | <p>A. 採取地点が適切な場所に配置されているかを地図をみて確認し、(該当する場合)場所固有のAZEの使用の正当性を判断するための根拠を確認する</p>  | <p>調査地点の地図が準備されている。GPS座標が特定されている。2015年12月に海底調査を行った。水深は67m、64mとし、生け簀から水深分離した地点と、そこからさらに100m離れた地点で対照区を設定した。</p> |  |
|  |  | <p>b. AZE全域で海底が岩礁帯の場合、CABIに対して証拠を提示し、2.1.1a~gならびに2.1.2の適用除外を要望すること</p>  | <p>B. 海底タイプの証拠を確認し、2.1.1cに進むべきかを確認する</p>   | <p>底質は砂泥である。</p>  |  |
|  |  | <p>c. 海底環境の影響評価および測定のために、養殖場が選択した指標をCABIに知らせること</p>   | <p>C. 申請者が選択したオプションを記録する</p>   | <p>オプション2で比較することを検討中。</p>   |  |
|  |  | <p>d. ブリ・スギ類基準の手引きに従った適切な方法およびサンプリング体制を用いて、底質試料を収集すること(生け簀内のバイオマスが最大となる時期、必要とされる採取地点全てにおいて)</p>   | <p>D. 採取時間、ポイントおよび頻度を示す証拠書類(メモ、GPS座標)を確認する。養殖場の地図、生産と収穫の記録と照合する</p>  |   |  |
|  |  | <p>e. オプション1の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の酸化還元電位(mV)を測定し記録すること</p>   | <p>E. 養殖場が使用した検査法が適切であることを確認する。AZE外縁部で採取された底質表面の酸化還元電位が、養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区で採取した底質表面の酸化還元電位と統計的(信頼区間95%)に有意差がないことを記録を見て確認する</p> | <p>オプション1は採用しない予定。</p>  |  |
|  |  | <p>f. オプション2の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の硫化物濃度(<math>\mu M</math>)を測定し記録すること</p>  | <p>F. 養殖場が使用した検査法が適切であることを確認する。AZE外縁部で採取された底質表面の硫化物濃度が、養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区で採取した底質表面の硫化物濃度と統計的(信頼区間95%)に有意差がないことを記録を見て確認する</p>   | <p>全硫化物調査を行った。1か所で3回ずつサンプルを採取。統計的に比較を行い、両側検定でt値が0.0807であった。生物量が最大になるのは秋から冬にかけての時期である。</p>                     |  |
| <p>g. オプション3の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の全有機炭素量(重量%)を測定し記録すること</p> | <p>G. 養殖場が使用した検査法が適切であることを確認する。AZE外縁部で採取された底質表面の全有機炭素量が、養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区で採取した底質表面の全有機炭素量と統計的(信頼区間95%)に有意差がないことを記録を見て確認する</p>   | <p>オプション3は採用しない予定。</p>  |  |   |  |
| 脚注[1]  | <p>影響許容範囲(AZE)とは、(a)水深と同じ半径をもつ生け簀の外周区域、(b)流出分散と同化を加味した信頼のあるモデルによって定義された区域、(c)1点で係留されている場合、生け簀の移動範囲、のいずれかを示す。陸上系の場合、排水口の外部に大きな影響はないと仮定しており、よってAZEを設定する必要はない。しかしながら、排水口の先に影響がある場合、適切なAZEの設定が必要になってくるだろう</p>  |   |  |   |  |
| 脚注[2]  | <p>十分なサンプリングを決定するための広く認識された手法がある。採泥回数、対照区、AZEの定義法、採取地点数、分散ルールと同様に反復回数を設定した厳格な実験計画を提示する義務は養殖場にある。</p>   |   |  |   |  |
|  | <p>注:<br/>- 養殖業者はその場所にもっとも適した底生動物群集構造の測定法を用いること。養殖生産の規模や密度を、サンプリング手法を決める際に考慮すること。例えば隔離された場所にある小規模養殖場の場合、徹底したサンプリングを行う必要はないこともある。ASCは今後、基準の反復処理(further iterations of the standards)を知らせる地域や場所の特徴ごとに適切な種のリストと知見をまとめる<br/>- 海底が岩礁帯のため適用除外をうける場合(2.1.1b)、2.1.2は適用されず、監査報告書の中で言及すること<br/>- 初回監査時に養殖場はこの指標との適合性を示すことができるが、養殖場はブリ・スギ類基準発行日より3年以内に適合性を示せばよい。養殖場が本件の延期を選択した場合、監査レポートに記録すること。</p> |   |  |   |  |

|   |   |  |   |  |     |
|---|---|--|---|--|-----|
| 2.1.2   | <p>指標: 対照区と比較して検出される養殖事業による影響の許容範囲の外縁部における有害なマクロファウナの存在</p> <p>要件: 対照区と比較してAZEの外縁部における有害なマクロファウナに有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: 脚注1の記した場合を除く全ての養殖場。AZEをまだ規定していない養殖場については、プリ・スギ類基準発行から3年以内とする。</p> | a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること(2.1.1参照)  | A. 採取地点が適切な場所に配置されているかを地図をみて確認する  | 調査地点の地図が準備されている。GPS座標が特定されている。2015年12月に海底調査を行った。水深は67m、64mとし、生け簀から水深分離した地点と、そこからさらに100m離れた地点で対照区を設定した。 |     |
|   |   | b. 適切な底生動物の採取計画、手続き、要綱を組み立てるか、委託事業者が適切な採取計画、手続き、要綱を採用した証拠を提示すること                                   | B. 底生動物の採取計画、手順、要綱の妥当性を検査する   | 大阪の海洋生態研究所に生物調査を依頼した。内径3.5cm、深さ5cmの採泥器で採泥した。   |     |
|   |   | c. 採取計画にそって底質試料を収集すること   | C. 計画に従った試料が収集されているかを確認する   | 採取計画は今後作成する予定。   |     |
|   |   | d. 全ての採取ポイントについて、底質試料の表在性および内在性要素について、全種の種レベルまでの識別とリストを含めて解析すること                                   | D. 各採取ポイントについて解析データの要約を確認する   | 生物量の測定にとどまっており、属レベルまでの解析が望まれる。   |     |
|   |   | e. AZE外縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで、存在する全動物種の割合を算出し、日和見種と、富栄養化もしくは有害な生物指標とされる種の存在の有意差を検定すること(信頼区間95%) | E. 調査結果を確認する。AZEの外縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで動物群集の差は統計的有意差があってはならない(信頼区間95%とする) | 生物種に若干違いがみられた。今後調査継続を検討する。   |     |
| 判定基準2.2 操業場所および周辺の水質  |   |  |   |  |     |
|   |   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見   | 適合性 |
| <p>判定基準2.2に関する申請者およびCABに対する手引き: 操業場所およびその周辺の水質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濁度: 測定は毎月実施すること。ただし12か月間、養殖場と対照地とで有意な差が見られなかった場合は、年単位の測定とする。濁度は決められた深度で、総懸濁物質(TSS)用標準手法やセッキ板による一貫した手順を用いて測定すること。両方とも給餌一時間後に測定し、年1回の場合、バイオマスが最大となる時期に行うこと</li> <li>アンモニア: 測定は毎月実施すること。ただし12か月間、養殖場と対照地とで有意な差が見られなかった場合は、年単位の測定とする</li> </ul> <p>濁度とアンモニアの採取場所:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生け簀の中央または養殖池の底部で測定すること</li> <li>対照区は生け簀群の周縁部から少なくとも500メートル離れていること。ただし、養殖場と同様の湧昇パターンがみられ、他の養殖や農業廃水、周辺の市街地からの栄養塩流入など、人為的な要因による栄養塩負荷の影響を受けないこと</li> </ul> |   |  |   |  |     |
| 2.2.1   | <p>指標: AZE内外の水柱の濁度レベル</p> <p>要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差<sup>[3]</sup>がないこと</p> <p>適用範囲: すべて</p>  | a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細な濁度モニタリング手順を考案すること  | A. 毎月の濁度測定の手順がその目的に合致しているかを確認する   | 手順書は未作成。濁度は濁度計で測定している。校正の手順と実施記録も必要となる。海流の流れる時間帯を考慮し、下流となるときに対照区を測定する必要がある。                            |     |
|   |   | b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月濁度を測定し記録すること  | B. 毎月の濁度モニタリングの手順が実行されている、または初回監査を受ける2年以内に、手順を12か月間実施していることを確認する              | 2016年1月から測定を開始した。AZE周縁部と対照区において、月1回測定している。   |     |
|   |   | c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)について濁度データの解析を行うこと                            | C. 適切な統計分析が行われたことを確認する  | 統計分析は今後行う予定。   |     |
|   |   | d. 初回12か月の濁度モニタリングについて統計的分析結果を提示すること   | D. 濁度モニタリングにより、AZEの周縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区との間で有意差があるかどうかを確認する                | 統計分析は今後行う予定。   |     |
|   |   | e. 年一回のモニタリング手順を実行すること   | E. 実行中の濁度モニタリングの手順がある証拠を収集し確認する   | 今後実施する。  |     |
| 脚注[3]   | これらはセッキ板や総懸濁物質(TSS)サンプリング法など、一貫した標準的手法によって測定されること。有意差は95%信頼区間で測定される   |  |   |  |     |

|   |   |   |   |  |            |
|---|---|---|---|--|------------|
| 2.2.2   | <p>指標: AZE内外の水柱のアンモニアレベル</p> <p>要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: すべて</p>   | <p>a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細なアンモニアモニタリング手順を考案すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。</p>  | <p>A. アンモニア測定の手順がその目的に合致しているかを確認する</p>  | <p>これまでアンモニア濃度は測定したことがないため、今後測定する予定。</p>   |            |
|   |   | <p>b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月アンモニアを測定し記録すること</p>   | <p>B. 毎月のアンモニアモニタリングの手順が実行されている、または初回監査を受ける2年以内に、手順を12か月間実施していることを確認する</p>  | <p>今後実施する。</p>   |            |
|   |   | <p>c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)についてアンモニアデータの解析を行うこと</p>   | <p>C. 適切な統計分析が行われたことを確認する</p>   | <p>統計分析は今後行う予定。</p>  |            |
|   |   | <p>d. 初回12か月のアンモニアモニタリングについて統計的分析結果を提示すること</p>  | <p>D. アンモニアモニタリングにより、AZEの周縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区との間で有意差があるかどうかを確定する</p>  | <p>統計分析は今後行う予定。</p>  |            |
|   |   | <p>e. 年一回のモニタリング手順を実行すること</p>   | <p>E. 実行中のアンモニアモニタリングの手順がある証拠を収集し確認する</p>   | <p>今後実施する。</p>   |            |
| <p>判定基準2.3 絶滅危惧種や脆弱な自然環境との相互作用</p>  |   |   |   |  |            |
|   |   | <p>準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)</p>   | <p>監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)</p>  | <p>監査所見</p>  | <p>適合性</p> |
| <p>判定基準2.3に関する申請者およびCABに対する手引き: 絶滅危惧種や脆弱な自然環境との相互作用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護区の管理と保全目標と両立しないような経済活動が許されない保護区に養殖場を設置することはできない。これは原則1の法令順守の概念に基づく</li> <li>保護区の目標と一致するかどうかは、2.3.1で規定した評価の結果によって導かれるだろう</li> </ul> |   |   |   |  |            |
| 2.3.1   | <p>指標: 養殖場の生物多様性や生態系への潜在的影響評価が少なくとも以下の項目を含んでいること。a) 絶滅危惧種、脆弱な自然環境、保護区(種)との近接性の評価、b) 影響を受けるであろう環境や種について、養殖場が生物多様性に影響すると思われる潜在的影響の記述、c) 養殖場がもたらすと考えられる影響に関し、削減もしくは最小化するための原稿プロジェクトおよび将来の計画</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p> | <p>a. 評価対象となる養殖場に関連した影響によるリスクを受けるかもしれない生物多様性や生態系に関し、養殖場の存在が可能とする資料を収集すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。</p>  | <p>A. 提供された証拠書類を確認し、養殖場に関連した影響によるリスクを受けるかもしれない生物多様性および生態系の地理的範囲、性質や規模をしっかりと把握するための資料となっているかを確認する。影響評価が養殖生産の規模や密度に対し適切であるかを確認する。</p> | <p>「生物多様性や周辺生態系に対する環境影響評価」作成。サメ類や、カメ類、鳥類のリストが作成された。そのうち絶滅危惧種に指定されている種も明示されている。特にミサゴが多い。愛媛県では準絶滅危惧種に指定されている。ミサゴの生息数調査はこの地域では行われていない。現在、直接的な影響は与えていないと考えられる。愛媛県、国、UUCNのレッドリストが確認されている。</p> |            |
|   |   | <p>b. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する養殖場の潜在的な影響に関する詳細なリスク評価を完了させること。それらの種や自然環境に対する影響を最小限または削減するために設計された養殖場が実行している戦略とプロジェクトを記載すること</p>  | <p>B. 生物多様性への潜在的影響に関するリスク評価を確認し、提案された軽減戦略またはプロジェクトの予想される結果の妥当性を確かめる</p>   | <p>同上</p>  |            |
|   |   | <p>c. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する相互作用や影響の度合いを確かめる個別の証拠を収集すること。証拠は関係者の発言を含むこと</p>   | <p>C. 提示された証拠を確認し、必要に応じて個別の関係者と協議する</p>   | <p>現在は影響を与えている証拠はない。今後継続して確認する。</p>  |            |
| 2.3.2   | <p>指標: 法的に指定された保護区<sup>[4]</sup>における養殖場の設置</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>   | <p>注: 基準2.3.2に関し、以下の適用除外がありうる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際自然保護連合(IUCN)の分類VまたはVIIに該当される保護区</li> <li>養殖場の環境上の影響が保護区指定の目的と合致することを養殖場が示した場合。その区域が保護区相当であるとされた主な理由に悪影響を与えていないことを示す責任は養殖場にある</li> <li>MPAの指定以前の養殖場の場合</li> </ul> |   |  |            |
|   |   | <p>a. 周辺の法的保護区を含めた養殖場の位置を示す地図を提示すること</p>  | <p>A. 養殖場が法的保護区内に位置しているかを確かめるために地図を確認し、個別の情報源(公式の発行物)と照合を行う</p>   | <p>足摺宇和海国立公園の普通区域に設定されている。陸地は特別地域だが、海面は普通地域。養殖業に対する制限はない。地図が準備されている。</p>   |            |
|   |   | <p>b. 養殖場が法的保護区に位置する場合、養殖場が<b>適用除外</b>を認められるかを判断するために指標2.3.2aの適用範囲を確認すること。適用可の場合、CABIに連絡し、証拠書類を提示すること</p>   | <p>B. 養殖場から要請された適用除外の適用範囲を、その養殖場が該当するかを確定するために、提示された証拠書類とともに審議を行う。適用可の場合、指標2.3.2は適用されない</p>   | <p>今後自然公園法を確認する。</p>   |            |

|                           |   |   |  |  |     |
|---------------------------|---|---|--|--|-----|
|                           |   | c. 指定された公園、保護区の利用制限または国の保護区域の運営や保全状態に対し、養殖場が対立や干渉を与えていないことを示すこと   | C. 指定された公園、保護区の利用制限または国の保護区域の運営や保全状態に対し、養殖場が対立や干渉を与えていないこと、養殖場がそのような区域内あるいは区域に近接している場合、必要な操業にかかる承諾を得ていることを証拠書類から確認する | 今後確認する。  |     |
| 脚注[4]                     | 保護区:「生態系サービスや文化的価値に関連して、自然を長期的に保護する目的で、法律やその他の効果的手段によって、明確に定義された地理的空間で、広く認知され、そのための管理がなされている場所」   |   |  |  |     |
| 判定基準2.4 捕食動物を含む野生生物との相互関係 |   |   |  |  |     |
|                           |   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)  | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)  | 監査所見   | 適合性 |
| 2.4.1                     | 指標:音響忌避装置の使用<br>要件:不可<br>適用範囲:すべて   | a. 海洋性の害虫あるいは食害鳥獣の管理のための音響忌避装置(ADD/AHD)の不使用を管理方針として約束する旨の宣誓書を用意すること   | A. 養殖場の管理方針が、海域において音響忌避装置の一切の使用禁止に対する賛同宣誓書を準備していることを確認する   | 音響忌避装置使用禁止に関する宣誓書の書式を準備した。今後各生産者から確認をもらう予定。                            |     |
|                           |   | b. 養殖場で音響忌避装置が使用されていないことを示す証拠書類を整理しておくこと(例:食害鳥獣や害虫管理の手続きと実行に関する証拠)  | B. 証拠書類(食害鳥獣管理方針、管理手順、食害被害に関する記録など)を確認し、養殖場作業員と地域住民にヒアリングし照合を行う  | 音響忌避装置は使用していない。ヒアリングは実施していない。  |     |
|                           |   |   | C. 現地監査の際、施設で音響忌避装置が存在しないか、使用されていないかを視察する  | 音響忌避装置は使用していない。現場でも確認されなかった。   |     |
| 2.4.2                     | 指標:養殖場のリース区域および近接域における養殖の作業工程や作業員など関連事項による絶滅危惧種 <sup>[5]</sup> の死亡数 <sup>[6]</sup><br>要件:0件<br>適用範囲:すべて   | a. 養殖場のリース区域およびその周辺域で確認される絶滅危惧種のリストを提示すること  | A. 種のリストの内容を確認し、完全に網羅されていることを検証する  | 上記のリストが準備されている。  |     |
|                           |   | b. 養殖場が生物多様性や周辺の生態系に与える影響に関する書類記録を作成すること。相互作用とその結果の種と環境、場所と時間について詳細に記述すること  | B. 養殖場作業員との話し合いを通じて生物多様性への影響の実際のレベルを確認する   | 絶滅危惧種の死亡の記録、捕食者の殺駆除等の管理記録、野生動物の死亡事例および対策の記録の様式を作成している。                 |     |
|                           |   | c. 防除管理が必要な食害鳥獣と害虫のリストを作成すること。許可された軽減・管理手続きを明記し、記録し続けること  | C. 書面記録で養殖場が絶滅危惧種の殺駆除管理を認めていないことを確認する。該当する場合、養殖場作業員または必要に応じて独立機関との話し合いを通じて証拠の検証を行う                                   | 殺駆除をしたことはない。殺駆除を行わないことに関する宣言書を作成する予定。                                  |     |
|                           |   | d. すべての死亡事故について、種と発生日時を記録すること   | D. 現行の生産サイクル期間中の死亡事故を確認する。ただし、事故発生から2年以内の養殖場は除く。   |  |     |
| 脚注[5]                     | IUCNのレッドリストの絶滅危惧1A類および1B類、もしくは各国のリストで指定された種をさす  |   |  |  |     |
| 脚注[6]                     | 死亡数:意図的に殺駆除したものと、網に絡むなどして起こった事故死を含む   |   |  |  |     |
| 2.4.3                     | 指標:(絶滅危惧種に該当しない)食害鳥獣を殺駆除[7]するに先立ち、下記の手順を踏んだことを示す書類<br>1. 事前に殺駆除以外の代替手段が模索されたこと<br>2. 養殖場管理者の上職にあたる上級管理者からの許可を得たこと<br>要件:必要(ただし、人の安全に緊急の危険が及ばない範囲において)<br>適用範囲:すべて | 注:殺駆除を回避するためのあらゆる努力がなされ、事前に適切な対策が取られるべきであるが、作業員の安全確保が前提である。作業員の安全が切迫した危険にある場合、殺駆除は容認される。しかしながら2.4.6は順応的管理を求めており、殺駆除の理由をしっかりと調査し、そもその安全性に問題がなかったか、このような事例が繰り返されないように対策を取ることが重要である。 |  |  |     |
|                           |   | a. 食害鳥獣の殺駆除に先立ち行われる手順を記載した企業書類を提示すること   | A. 食害鳥獣の殺駆除管理手順を確認し、その要綱がASCブリ・スギ類基準の要件に合致することを確認する  | 現在は殺駆除は行っていない。養殖網は金網なのでサメ等の被害もない。防鳥のため生簀上部に糸を張っているが、これによる食害鳥類の死亡事例はない。 |     |
|                           |   | b. 食害鳥獣の管理に関する企業手順に忠実であることが確認できる食害鳥獣の防除管理を行った記録リストを保持すること   | B. 食害鳥獣の防除管理を行った記録リストを確認し、企業手順が実行され全ての食害鳥獣の殺駆除時に忠実に実行されているかを確認する   | 殺駆除は行っていない。  |     |
|                           |   | C. 現場監査の際、作業員と必要に応じて関係者に食害鳥獣の管理手順を尊重しているかをヒアリングする   | ヒアリングは行っていない。  |  |     |
| 脚注[7]                     | 殺駆除:海棲ほ乳類や鳥類などの動物を意図的に殺した行為をさす。2.4.2に該当する絶滅危惧種の殺駆除は認められない   |   |  |  |     |

|  |  |   |   |   |                       |
|--|--|---|---|---|-----------------------|
| 2.4.4  | <p>指標：養殖場における食害鳥獣の殺駆除に関する情報が、<br/>1. 適切な監督官庁に報告されている<br/>2. 容易に情報検索できる</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>  | <p>a. 食害鳥獣の殺駆除管理の実行の詳細が適切な(もつとも関係のある)行政監督官庁に報告されていることを示すこと</p> <p>b. 食害鳥獣の殺駆除管理の実行の詳細が一般に公開可能であることを示すこと</p>   | <p>A. 書類の内容を確認するか、殺駆除が適切な(もつとも関係のある)行政監督官庁に報告されていることを担当者を確認するなどして確かめる</p> <p>B. 養殖場が提示した証拠に地域関係者がアクセスできるか確認する。例：通知または会社のウェブサイト(会社がウェブサイトを持っていない場合、代行者・代替手法でのネット公開でも可とする)</p>      | <p>殺駆除は行っていない。</p> <p>殺駆除は行っていない。</p>   |                       |
| 2.4.5  | <p>指標：養殖場における過去2年間の野生動物の最大死亡件数<sup>8)</sup></p> <p>要件：鳥類4件、サメ類2件、海棲ほ乳類1件</p> <p>適用範囲：すべて</p>   | <p>a. 死亡事故の記録を最低2年間保持すること。初回監査では6か月以上(6&lt;)のデータが必要</p> <p>b. 過去2年間の種ごとと種群ごとに死亡事故の総数を計算すること(例：サメ類、鳥類、海棲ほ乳類)</p> <p>c. 死亡した生物が何らかの個体群の回復を妨げているとする根拠が明白で公開されている研究資料を養殖場が提示できれば、本判定基準の要件の適用除外となりうる</p>   | <p>A. 記録の内容を確認する</p> <p>B. 過去2年間で、鳥類4羽未満、サメ類2頭未満、海棲ほ乳類1頭未満であることを確認する</p> <p>C. 養殖場が野生動物の個体群の回復力に影響を与えているかを判断するために、殺駆除された種、実施された調査研究、支持された証拠を確認する</p>                              | <p>記録の書式を作成した。</p> <p>ミサゴは年々増えている。過去2年で4, 5羽は死亡している可能性がある。<br/>カモメ類も多い。<br/>今年はまだ死亡事例はない。</p> |                       |
| 脚注[8]  | 死亡件数：養殖個体は別として、意図的か偶発的かを問わず、すべての養殖場が関係する殺駆除と網に絡むなどの事故死を含む  |   |   |   |                       |
| 2.4.6  | <p>指標：いかなる野生動物の死亡事故の事例であっても、その死亡事故の発生率についての評価、ならびに将来の発生リスク削減のための養殖場が行う具体的作業工程についての書類</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>  | <p>a. 死亡事故の書面による確認を行い、必要に応じてリスク評価と手順の見直しを行う(2.3.1参照)</p> <p>b. 殺駆除の必要性を削減する視点で、食害鳥獣の管理手順の見直しを通じて示すこと</p>  | <p>A. 種に対するリスクの再評価を行ったかどうか、リスク変化や管理効率に応じて食害鳥獣の管理手順を見直したかどうかを示す監査証拠を検査する</p> <p>B. 現地監査の際、食害鳥獣の管理について従業員と話し、手順の変更があったかを確認する</p>  | <p>今後行う予定。県の専門部署などに相談する。</p> <p>ヒアリングは行っていない。</p>   |                       |
| <b>原則3：天然個体群の健康および遺伝的健全性の保護</b>  |  |   |   |   |                       |
| 判定基準3.1 非在来種の養殖  |  |   |   |   |                       |
| 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   |  | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   |   | 監査所見  | 適合性                   |
| <p>判定基準3.1に関する申請者およびCABに対する手引き：<br/>病原体を含むかもしれない水の自然環境(内水面または海面)への排水を行わない養殖場は判定基準3.1.1aの要件の適用除外となる。ただし以下のどちらかに該当することを示した場合にのみ、判定基準3.1.1aの適用場外をうけられる<br/>1) 養殖個体は物理的に分別されており、自然環境に排水を行っていない<br/>2) 生物系物質を潜在的に含む水を養殖場から自然環境に直接排水せず、事前に効果的な殺菌処理(例：紫外線、効果測定を提示した薬品処理)を行っている<br/>監査員は監査報告書に3.1.1aの適用除外の根拠を示すすべての証拠書類を添付すること</p> |  |   |   |   |                       |
| 3.1.1  | <p>指標：非在来種の養殖</p> <p>要件：不可。ただしSCAD基準の初回発行時に当該地域でその種の商業的養殖<sup>9)</sup>が展開されている、もしくは完全な閉鎖しきり陸上養殖<sup>10)</sup>での脱走や天然個体群への病害虫の伝播の危険性が非常に低い<sup>11)</sup>場合を除く</p> | <p>注：プリ・スギ類基準の初版発行時にすでにこれらの種の商業的養殖が各地で行われている場合、あるいは脱走や病害虫による天然個体群へのリスクがほとんど無い閉鎖式陸上養殖が採用されている場合、非在来種の養殖はプリ・スギ類基準の範囲内ではない。さらにプリ・スギ類で外部寄生虫駆除用に掃除魚を使用するといった、養殖場管理のための薬品処理の代替手法を用いることはSCAD基準において許容かつ推奨される。しかし生産期間中に管理のために用いるベラ、掃除魚またはその他の種は、野生化を防ぐために在来種でなくてはならない</p> <p>a. 養殖場は在来種のみを生産しているとCABに對し示すこと、または</p> <p>b. 非在来種の場合、2015年のプリ・スギ類の発行以前から当該種がその国や地域で商業的に法律に従って栽培されていることを示す証明可能な証拠を提示すること、または</p> | <p>A. 在来種と栽培種とを比較し、養殖場が非在来種を生産していないことを確認する。栽培している種と、養殖場への幼魚の供給業者の記録例と照合する</p> <p>B. プリ・スギ類基準の発行以前に非在来種の養殖が商業的に法律に従って栽培されていた(されてきた)証拠を確認する。別個のまたは取り締まり官庁へのヒアリングまたは話し合いを通じて確認する</p> | <p>プリが在来種であることを示す文献を準備する。<br/>天然のプリも回遊している。<br/>モジャコは高知、鹿児島、大分から購入している。</p> <p>該当しない。</p>     | <p>適用外</p> <p>適用外</p> |

|                     |  |  |   |  |     |
|---------------------|--|--|---|--|-----|
|                     | 非常に低い 場合を除く<br>適用範囲: すべて   | c. 養殖場が3.1.1bに関する証拠を提示できない場合、生産システムが自然環境に対し閉鎖的であることを示す証拠を提示すること。1) 非在来種が効果的な物理的隔壁により天然魚と隔離されておりかつ管理が行き届いていること、2) 飼育魚の脱走個体が生残し再生産することのない隔壁が整備されていること、3) 自然環境に排水される前に処理(例: 紫外線やその他の効果的処置)することにより、生残し再生産する可能性がある生物体が漏洩することのない隔壁が整備されていること | C. 養殖場が3.1.1cであげた点を順守している証拠を確認し、現地震災の際視察を行い確認する。関連する養殖場の記録について照合を行う                               | 該当しない。   | 適用外 |
| 脚注[9]               | 商業的とは、ある種が許可を受けた調査試験の一部として養殖される場合、それは商業的養殖とはみなされない。一般に調査試験は実験対象種について1基程度の生け簀で行われる。 |  |   |  |     |
| 脚注[10]              | 運営委員は、陸上養殖施設は放流域に直接排水しないことを前提としている   |  |   |  |     |
| 脚注[11]              | 運営委員は、ブリ類は脱走しても定着しないであろうことを前提としている   |  |   |  |     |
| 判定基準3.2 遺伝子組み換え種の導入 |  |  |   |  |     |
|                     |  | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見   | 適合性 |
| 3.2.1               | 指標: 養殖場における遺伝子組み換えをした魚の使用<br>要件: 不可<br>適用範囲: すべて                                   | a. 養殖場が遺伝子組み換えした種苗を使用しないとする宣誓書を作成すること  | A. 遺伝子組み換え種苗の不使用方法に関する宣誓書を確認する  | 遺伝子組み換え種苗に関する宣誓書の様式は準備している。天然種苗なので遺伝子組み換え種苗は使用していない。   |     |
|                     |  | b. 活け込み日、種苗業者の詳細、購入先の担当者を含むすべての栽培種苗の起源に関する記録を保持すること  | B. 種苗の起源に関する記録を保持する要件を順守しているかを確かめるために記録の内容を確認する   | モジャコ購入の際の伝票がある。<br>個人業者→愛媛県漁連→うわみ漁協→個人生産者<br>県ごとに特別採捕許可が設定されている場所で採取された種苗が、一定期間蓄養されたのち、販売されている。<br>購入した種苗をサイズで選別して養殖しているため、様々な産地の種苗が混ざっているが、どの産地からどれくらい購入しているかをたどることはできる。今後購入する際の記録を整理する。<br>産地証明書を出してもらえる種苗業者もある。今後は要求していく予定。 |     |
|                     |  | c. 種苗の購入記録、起源に関する書類に、遺伝的状態および遺伝子組み換えの有無を明解に示していること   | C. 種苗の購入記録、起源に関する書類を確認する。遺伝子組み換えを栽培していると監査員が疑う場合、3個体を採取し、遺伝子分析のためにISO17025認証の研究所に送付し、種苗の身元を確認すること | 天然種苗のため該当しない。  | 適用外 |
| 判定基準3.3 脱走          |  |  |   |  |     |
|                     |  | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見   | 適合性 |
|                     |  | a. 種苗の脱走防止と詳細な養殖場の生産工程リスク評価を含む管理計画を策定し、初回監査前にCABに提出すること。計画は設備の管理と巡回頻度をはじめとし、どのような管理手順が脱走防止の点で必要かつ重要なのかについて明確に記載すること。   | A. 養殖場の種苗脱走防止ならびに管理計画を、予定の初回監査時より先に入手し内容を確認する   | 金網なので脱走はない。<br>金網が裂けることは、台風など災害時以外にはない。  |     |



|       |   |   |  |   |     |
|-------|---|---|--|---|-----|
| 3.3.1 | <p>指標:すべての魚種について、操業は脱走魚の管理に関する計画を策定し、厳格な生け簀の補修管理手順と頻繁な巡回を行うこと</p> <p>要件:必要</p> <p>適用範囲:すべて、ただし</p>                            | <p>b. 養殖場が開放的な網生け簀で栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること</li> <li>- 以下を確認するための明確な手続きを設定すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網の強度テスト</li> <li>・ 適切な網目サイズの使用</li> <li>・ 網のトレーサビリティ</li> <li>・ システムの堅牢性</li> <li>・ 食害動物の管理</li> <li>・ 記録保持</li> <li>・ リスク要因となる事象の報告(例:網の裂け目、インフラの問題、処理のミス)</li> <li>・ 上記の項目全てを網羅する従業員研修</li> <li>・ 脱走防止および計測技術に関する従業員研修</li> </ul> </li> </ul> | <p>B. 養殖場の脱走防止および管理計画が全ての要求要素を含んでいるかを確認する</p>  | <p>手順書を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金網強度のカタログがある。</li> <li>・ 稚魚には25mm、成魚には45mmの網を使用しており、稚魚の初期サイズが18cm程度なので、網を通ることはない。</li> <li>・ 網の購入は県漁連を通じ、2か所から購入している。生簀のプレートに金網設置時期が記録されている。プレートの写真等を残しておくことが望ましい。</li> <li>・ 餌やりや網の洗浄時などにチェックしている。生け簀から直接アンカーに結ぶのではなく、間に挟んでいる。生簀替えの時も網を設置して逃亡を防いでいる。水揚げ時にも網を船に直接上げるのですき間から逃亡することはない。</li> <li>・ 食害動物はいない。</li> <li>・ 今後記録を取ることが必要。</li> <li>・ 今後記録を取ることが必要。</li> <li>・ 生産者が集まっての研修が必要である。</li> <li>・ 生産者が集まっての研修が必要である。</li> </ul> |     |
|       |   | <p>c. 養殖場が閉鎖的なシステムで栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること</li> <li>- 以下を確認するための明確な手続きを設定すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの堅牢性</li> <li>・ 食害動物の管理</li> <li>・ 記録保持</li> <li>・ リスク要因となる事象の報告(例:穴、インフラの問題、処理のミス)</li> <li>・ 上記の項目全てを網羅する従業員研修</li> <li>・ 脱走防止および計測技術に関する従業員研修</li> </ul> </li> </ul>   | <p>C. 養殖場の脱走防止と管理計画が全ての要求要素を含んでいるかを確認する</p>  | 該当しない   | 適用外 |
|       |   | <p>d. 計画で決められたとおりに記録を保持すること</p>   | <p>D. 計画の実行を示す証拠書類を確認する</p>  | 今後記録を保管する。  |     |
|       |   | <p>e. 脱走防止計画と管理に関する従業員研修を養殖場の計画通りに実施すること</p>  | <p>E. 養殖場従業員が脱走防止および管理に関する研修に監査していることを確認するため、記録(例:出席記録、会議メモ)の内容を確認する</p>   | 今後研修時の記録を残す予定。  |     |
|       |   |   | <p>F. 計画が実行されている確かめるために養殖場労働者にヒアリングを行う</p>   | ヒアリングは行っていない。   |     |
|       |   |   | <p>判定基準3.3.2に関する申請者およびCABIに対する手引きー記録のない種苗の脱走の計算<br/>各生産サイクル終了時における記録のない養殖個体の損失(脱走)数は以下のように推定する:<br/>記録のない種苗の脱走=(活け込み数)-(収穫数)-(死亡数)-(記録された脱走数)<br/>入力変数の単位は1生産サイクルあたりの尾数。</p> |   |     |
| 3.3.2 | <p>指標:操業には養殖魚の脱走および個体数の計測に関する詳細な記録をとり、それを保持すること。これには、網の裂け目、推定脱走数、活け込み数と回収数の比が含まれる。</p> <p>注:養殖場は個体数計測を行うにあたり技術と方法論を導入すること</p> | <p>a. 死亡数、活け込み数、収穫数(回収尾数)および脱走事故の詳細および想定される脱走数(網の裂け目を通った個体)に関する記録を保持すること</p>  | <p>A. 養殖場の記録に記載漏れがないかを確認する</p>   | <p>ワクチン接種時にカウントしているが、正確にカウントすることが難しい。また生け簀を分ける時に重さでカウントしているので、尾数との誤差が多く、確からしい計算結果が出せない。購入時の伝票の尾数も控えめに記載されているので、実際はもっと多い。作業時は地区で共同で行うため、尾数カウントはほぼ1名が担当して行っている。</p> <p>生簀記録簿、飼料記録簿(死亡数を記録)、出荷尾数を保管する体制を整えている。</p>   |     |

|               |   |   |  |   |     |
|---------------|---|---|--|---|-----|
|               | 要件: 必要<br>適用範囲: すべて   | b. 直近の完了した生産サイクルに関して、上記の手引きの記述に従い記録のない種苗の脱走数を算定すること。初回監査時は、養殖場は計算法と現行の生産サイクルの収穫後に記録のない損失数を公表する要件があることを理解している旨示すこと | B. 記録のない種苗の損失に関し養殖場の計算の正確性を確認する  | 記録の正確性は今後検討する。  |     |
|               |   | c. 3.3.2bの結果を公開すること。すべての生産サイクルについて、いつ、どこで(例: 会社のウェブサイトにアップされた日時)記録が公開されたかの記録を保持すること                               | C. 例えば、養殖場のウェブサイトに表示する。もし養殖場が自身のウェブサイトも有していない場合、所有している会社のウェブサイトでもよい(もし、他の組織体が養殖場を所有している場合)。養殖場へのリンクが十分にアクセス可能で明快であると判断される場合、代替のウェブサイトでも容認可能である。その場合、監査員はASCのウェブサイトに掲示される監査レポートの中でその結果を提示しなければならない。 | 公開方法については未定。書面を準備するか、ウェブサイトにするか、検討する。                   |     |
| 3.3.3         | 指標: 地域由来ではない選抜育種種苗 <sup>[12]</sup> または非選抜育種種苗 <sup>[13]</sup> の場合、または地域由来ではない天然種苗の場合、2年間で30%の脱走事故が3回以上発生 <sup>[14]</sup> すること<br><br>要件: 不<br>適用範囲: すべて     | a. 栽培中の種苗が選抜育種か、非選抜育種だが地域由来の種苗ではない、または地域で採捕されていない天然稚魚かについて確定すること。どれにも当てはまらない場合、要件3.3.3b~dは適用されない                  | A. 全ての種苗と栽培中の区画の起源を示す書類の内容を確認する  | 地域の天然種苗なので、該当しない。                                       | 適用外 |
|               |   | b. 必要に応じて、発生したまたは発生が疑われる脱走の全事案について、日付と原因を特定し、脱走個体数を推定し、モニタリング記録を保持すること  | B. 情報の必要事項が正確に揃っているか脱走に関する記録を確認する  | 該当しない。  | 適用外 |
|               |   | c. 必要に応じて、直近の生産サイクルの全ストックの脱走数(発生回数と個体数)を集計すること  | C. 計算が正しく要件を満たしていることを確認する  | 該当しない。  | 適用外 |
|               |   | d. 必要に応じて、3.3.3aのモニタリング記録を、養殖場が最初に認証を受けた生産サイクルから10年以上保持すること   | D. 養殖場の生産者と、脱走が発生しそうな事案も含め、脱走の監視と記録が実施中かつ継続的であることを示す記録を確認する  | 該当しない。  | 適用外 |
| 脚注[12]        | 「選抜育種種苗」とは、生殖において意図的な選別過程を経て、天然個体とは異なる性質をもつ個体をさす  |   |  |   |     |
| 脚注[13]        | 「非選抜育種種苗」とは、(a)親魚が当該地域の天然種苗である、(b)何らかの意識的な選別過程を受けていないF1ならびに次世代である、のいずれかと定義する。積極的な選抜育種を行っていないF2までとする。  |   |  |   |     |
| 脚注[14]        | 脱走事故が養殖場のコントロール外であることが明白な場合、希ではあるが例外として認められる。本基準の目的に照らすと、10年に一度の例外的事象でのみ容認される。10年とは養殖場が認証に適用する生産サイクルの開始時期から始まる。養殖業者は脱走の原因となる事象を予測する妥当な方法が無かったことを示さなければならない。 |   |  |   |     |
| 3.3.4         | 指標: プリ・スギ類養殖における全ての脱走事故は関連する官庁に報告可能であること<br><br>要件: 必要<br>適用範囲: すべて   | a. 脱走に関し、推測も含め全ての事案の詳細について書類を作成すること。報告できる脱走の詳細と3.3.2bの結果を監督官庁に対し公表すること  | A. 報告可能な脱走事案が関連する官庁に連絡されてきたかを確認する。報告内容の確認をするため当該の官庁職員に連絡をとり、養殖場の脱走に関する言い分を照合する   | 脱走があった際に官庁に報告する仕組みはない。台風時などの逃亡時には、漁業共済のために、生産者が漁協に報告する。 |     |
|               |   |   | B. 公開される監査レポートで、すべての脱走事案をリスト化する  |   |     |
| 判定基準3.4 種苗の調達 |   |   |  |   |     |
|               |   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)  | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)  | 監査所見  | 適合性 |
| 3.4.1         | 指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚が、公的な漁業アセスメント(例: FishSource)を実施している漁業またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセス(FIP)にある<br><br>要件: 必要<br>適用範囲: すべて                         | a. 種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること。   | A. 養殖場に活け込んでいる天然稚魚の起源の書類を確認する  | モジャコ購入の際の伝票がある。<br>個人業者→愛媛県漁連→うわみ漁協→個人生産者               |     |
|               |   | b. 天然種苗の漁業に関するフィッシュソース評価またはMSC認証の証拠を提示すること。フィッシュソース評価またはMSC認証が利用可能ではない場合、3.4.1cに進むこと                              | B. フィッシュソース評価を確認し、公開される監査レポートに報告する   | プリのフィッシュソーススコアが出ていない。またMSC認証に取り組んでいるモジャコ採捕業者は存在しない。     |     |
|               |   | c. 天然稚魚の調達元である漁業がISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼ある漁業改善プロセスにあることを監査チームに示すこと  | C. 漁業がISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼ある漁業改善プロセスにある証拠を確認する  | そのような漁業はまだ日本に存在しない。                                     |     |

|  |  |  |  |   |            |
|--|--|--|--|---|------------|
| 3.4.2  | <p>指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚の供給源までのトレーサビリティ</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>  | <p>a. ふ化場または種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること。</p>   | <p>A. 監査チームに提示された証拠書類を確認し栽培中の全ての種苗の起源が、元となるふ化場、または天然種苗を部分的にでも養殖場に活け込んでいる場合は供給元となる漁業まで高い信頼性をもって遡ることができるかを確認する</p>                           | <p>モジャコ業者から漁場までのトレースは可能である。</p>                         |            |
|  |  |  | <p>B. 現地監査の際、現存の種苗の起源について養殖場の従業員と話し合い、3.4.2aで提示された書類と照合する</p>  | <p>ヒアリングは行っていない。</p>                                    |            |
| <p><b>原則4: 自然環境の保全上、効率的かつ責任ある手法での資源利用</b></p>  |  |  |  |   |            |
| <p>判定基準4.1 飼料の海産原料のトレーサビリティと透明性</p>  |  |  |  |   |            |
|  |  | <p>準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)</p>  | <p>監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)</p>   | <p>監査所見</p>   | <p>適合性</p> |
| <p>判定基準4.1.1~4.4.3に関する申請者およびCABIに対する手引き: 責任を持って製造された飼料の調達<br/>         養殖場は使用する全ての飼料が指標4.11~4.43に準拠して生産されていることを示さなければならない。そのために養殖場は飼料メーカーが適合性評価機関による海産原料のトレーサビリティについて定期的に監査を受けている、あるいはトレーサビリティ*に関する要件を実質上組み込んだ広く認知された基準に対しての証拠書類を入手しなければならない。これらの監査による結果は飼料メーカーが堅牢な情報管理システム、情報処理プロセスを持ち、飼料メーカーがその製造に関する正確な情報を提出し、サプライチェーンに提供することができることを示すことになる。<br/>         注1: 「飼料メーカー」という用語は、ここでは水産用飼料を製造する業者を識別するために使用している(飼料製造業者と同意)。ほとんどの場合、養殖場に飼料を供給する業者(飼料販売業者)は飼料を製造する業者と同様の場合もあるが、飼料販売業者が直接飼料製造に責任を負っているわけではない場合もあるだろう。養殖場が飼料を飼料メーカーから直接飼料を調達している場合でも、中間業者を介して間接的に調達している場合でも、養殖場は使用する全ての飼料が要件に準拠していることを示す義務を負っている。<br/>         *トレーサビリティとは、飼料メーカーがブリ・スギ類基準にあるパフォーマンス指標を満たしていることを示すのに十分な水準であること(例: 海産飼料原料は供給元の漁業まで遡らなければならない)。特に、飼料メーカーは本基準で対象とする海産飼料原料(魚粉と魚油)の起源を確認した第三者による書類を養殖場に提供する必要があるだろう。</p> |  |  |  |   |            |
| 4.1.1  | <p>指標: 飼料メーカーによる魚粉・魚油のトレーサビリティを示す書類の提示<sup>[15]</sup></p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>                             | <p>a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること</p>   | <p>A. 飼料に関する記録に記載漏れがないかを確認し、申請者に飼料販売業者数を確認する</p>   | <p>飼料購入記録は保管している。飼料会社は一社に統一した。</p>                      |            |
|  |  | <p>b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造に付随するASC要件を書面で知らせ、ASCブリ・スギ類基準の写しを送付すること</p>   | <p>B. 養殖場が飼料メーカーおよび販売業者全てに飼料製造の関連するASC要件について周知したことを確認するために養殖場の記録を確認する</p>  | <p>飼料会社はASC基準を保管している。</p>                               |            |
|  |  | <p>c. 養殖場に供給している各飼料メーカーに関し、独立した第三者機関によるメーカーの監査が最近完了していることを確認すること。ただしそれは飼料投入のトレーサビリティ評価を含むISEAL適合基準に対するものであること。直近の監査報告書の写しを、飼料メーカーごとに入手すること</p>   | <p>C. 関連する飼料メーカー全てから現在の監査報告書を養殖場が入手したこと、それが独立した監査会社もしくはCABIによる飼料投入のトレーサビリティを含むISEAL適合基準に対する監査が実施されたかを確認する。監査結果が要件への準拠を示すものとなっているかを確認する</p> | <p>法令は順守している。ISO9001の認証を取得しているため、その監査記録を準備する。</p>       |            |
|  |  | <p>d. ブリ・スギ類飼料の製造に使用される全ての魚粉と魚油のトレーサビリティを会社として保証する旨の飼料メーカーならびに販売業者からの証言を入手すること</p>   | <p>D. 基準が要求する水準までのトレーサビリティを会社として保証することの確認のため、各飼料メーカーならびに販売業者の証言の内容を確認する</p>  | <p>魚油は魚油メーカーの産地証明がある。魚粉は飼料会社が発行している文章がある。原産国は明確である。</p> |            |
|  |  |  | <p>E. トレーサビリティに対する要求水準に関する証拠を確認するために飼料販売業者の監査結果(4.1.1c)と宣誓内容との照合を行う</p>  | <p>今後確認する。</p>  |            |
| 脚注[15]   | <p>トレーサビリティとは、飼料メーカーが本書の基準を満たしていることを示すのに十分な水準であること。飼料メーカーは魚粉魚油の配合率を含む原材料リストと、魚粉魚油の各成分の原料を養殖場に対し提示可能であることを前提としている</p> |  |  |   |            |
| <p>判定基準4.2 飼料の効率化と最適化</p>  |  |  |  |   |            |
|  |  | <p>準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)</p>  | <p>監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)</p>   | <p>監査所見</p>   | <p>適合性</p> |
|  | <p>指標: (a) ブリ類のFFDR(Forage Fish Dependency Ratio)の魚粉(FFDRm)と魚油(FFDRo)</p>  | <p>手引き: 飼料販売業者は実際に使用している魚粉と魚油の配合率を文書で証明しなければならない。これは魚粉使用量(FFDRm)と魚油使用量(FFDRo)の飼料変換効率を算出することで評価される。FFDRの計算を進めるにあたって、養殖場は各生産サイクルで飼料の購入と魚の販売量の両方の記録を保持し提示しなければならない。FFDRの計算方法についての詳細はブリ・スギ類基準別紙1を参照のこと</p> |  |   |            |

|                      |   |   |   |   |     |
|----------------------|---|---|---|---|-----|
| 4.2.1                | <p>ヒレナガカンパチ(、カンパチブリノハマチ</p> <p>要件:<br/>(a)<br/>ヒレナガカンパチ・カンパチ<sup>[16]</sup><br/>FFDRm<math>\leq</math>2.9、FFDRo<math>\leq</math>2.9<br/>ブリノハマチ<br/>FFDRm<math>\leq</math>6.0、FFDRo<math>\leq</math>7.0(現在)<br/>FFDRm<math>\leq</math>4.8、FFDRo<math>\leq</math>5.0(3年)<br/>FFDRm<math>\leq</math>2.9、FFDRo<math>\leq</math>2.9(6年)<br/>(b)<br/>FFDRm<math>\leq</math>6.0、FFDRo<math>\leq</math>6.0(現在)<br/>FFDRm<math>\leq</math>4.8、FFDRo<math>\leq</math>4.0(3年)<br/>FFDRm<math>\leq</math>2.9、FFDRo<math>\leq</math>2.9(6年)<br/>適用範囲:すべて</p> | a. 以下の項目を含む使用している飼料の詳細な目録を保持すること<br>・各配合組成の使用量(kg)<br>・使用した各配合飼料に含まれる魚粉と魚油の含有率(%)<br>・使用した各数式での魚粉と魚油の供給源(漁業)<br>・各配合組成中の副産物由来の魚粉と魚油の配合率(%)<br>・裏付け資料と飼料販売業者による署名入り宣誓書 | A. 記録に記載漏れがないか、魚粉と魚油の値が飼料メーカーの証書にあるものであることを確認する   | 飼料記録に毎日の餌の種類と使用量を記録している。餌銘柄ごとの魚粉と魚油の添加割合がリストになっている。               |     |
|                      |   | b. FFDRmおよびDDFRoの計算に際し、水産副産物から精製した魚粉や魚油を除くこと(例:別紙1の手引きで詳しく記載しているような食糧消費向けの漁業からの残さ)  | B. 別紙1の手引きに従い、水産副産物から精製した魚粉と魚油を、FFDRm、FFDRoの計算から除外しているかを確認する  | 副産物は使用していない。  |     |
|                      |   | c. 別紙1の数式を用いてeFCRを算定すること  | C. eFCRが正しく算定されているかを確認する  | eFCRが計算されている。本審査時に再度詳細を確認する。                                      |     |
|                      |   | d. 別紙1の数式を用いてFFDRmならびにFFDRoを算定すること  | D. FFDRが正しく算定され、それらの値が監査時に種ごとの要件を満たしているかを確認する   | FFDRmは5.09、FFDRoは6.02となった。現在の基準は満たしている。本審査時に再度詳細を確認する。計算式に間違いはない。 |     |
| 脚注[16]               | カンパチおよびヒラマサ固有の化学的データは、SCADでは議論されなかった。そのため運営委員はこれらの種固有のFFDR値が妥当であるとするだけの十分な情報は持っていない。カンパチの生産者がベストプラクティスと見なせるFFDR値の化学的証拠を提示すれば、カンパチのFFDR値を再検討することは可能である。それまではヒレナガカンパチと同じFFDRが使用される。現在、年間およそ1000~1500トンのヒラマサがオーストラリアで生産されている。Miranda and Peet (2008)によると、ヒラマサの場合、養殖魚1に対して使用される天然魚の投入量は4.9で、これは高い値と考えられる。今後種固有の基準が決定されるまで、ヒラマサ養殖はヒレナガカンパチのFFDR要件を満たす必要がある   |   |   |   |     |
| 4.2.2                | <p>指標:生餌およびモイストペレットの使用</p> <p>要件:養殖場が位置する同一の生態系から調達すること</p> <p>適用範囲:すべて</p>   | a. 養殖場で使用している生餌およびモイストペレットの記録、魚の産地、漁獲海域に関する記録を保持すること  | A. 生餌使用に関する書類で、養殖場と同一の場所で捕獲されたことを確認する   | 使用していない。  |     |
| 判定基準4.3 海産原材料の責任ある調達 |   |   |   |   |     |
|                      |   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)  | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見  | 適合性 |
|                      | (注:2016年11月、ASCは本基準の指標4.3.1および4.3.2を変更するASC海産飼料原料に関する暫定措置を発表した。この措置はASCプリ・スギ類基準を含むASCのすべての基準の海産原料の期限に関する指標に適用される。この暫定措置はASC飼料基準が運用される、またはASCが別途公式発表を行うまで適用される。)   |   |   |   |     |
| 4.3.1                | <p>指標:飼料に使われる魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーで生態学的持続可能性を推進する枠組みによる認証漁業<sup>[17]</sup>由来であること</p> <p>要件:SCAD基準発行日から5年以内</p> <p>適用範囲:すべて<br/>(上記注釈を参照)</p>  | a. ISEALメンバーである認証制度の認証を得た飼料メーカーで使用している魚粉と魚油の相対量を示す書類を入手すること   | A. 初回監査時に、申請者が要件を知っているかを確認する。飼料に使われている魚粉と魚油がISEALメンバーである認証制度の認証を得ているかどうかを確認する。基準発行後5年が経過した場合、90%以上であることが求められる | 飼料会社から問い合わせをすることは可能である。現時点ではMSC認証を取得していないと思われる。                   |     |
|                      |   | b. ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料を調達に対する養殖場の決意を示す書類を用意すること   | B. 申請者の決意を示す書類の写しを入手する  | 宣誓書は今後準備する。   |     |
|                      |   | c. プリ・スギ類基準の発行から5年以上経った監査では、飼料中の魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーである認証制度の認証を得た漁業由来とする要件を確認できる書類を提示すること   | C. プリ・スギ類基準の発行から5年以上経った監査では、飼料中の魚粉または魚油の90%がISEALメンバーである認証制度の認証を得た漁業由来とする要件を満たしているかを判別する証拠を確認する               | 5年未満のため該当しない。   |     |
| 脚注[16]               | この基準はエサ漁業由来の魚粉魚油に適用され、飼料に使用される副産物や残さには適用されない  |   |   |   |     |
| 4.3.2                | <p>指標:4.3.1の達成に先立ち、飼料に使われている魚粉と魚油のフィッシュソースが6点以上、ただしバイオマスに関しては8点以上であるか、信頼のある、期間設定された漁業改善プロジェクト(FIP)に取り組んでいる証拠を示すこと</p>   | a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から 飼料製造に使用した魚粉と魚油の80%以上がフィッシュソース評価を個別に確認すること<br>または  | A. 初回監査時に、投入した魚粉と魚油の80%以上がフィッシュソースの評点に関連する要件を満たしていることを書類チェックにより確認する   | 現状では得点を満たしていない。飼料会社が魚粉、魚油の調達先を変更することは難しい。                         |     |

|                          |   |  |  |  |     |
|--------------------------|---|--|--|--|-----|
| 7.3.4                    | 要件: 飼料に使われる魚粉と魚油の80%以上が基準を満たすこと<br>適用範囲: すべて<br>(上記注釈を参照)   | b. 特定の魚粉や魚油原料について、フィッシュソース評価が無い場合、魚粉や魚油の販売業者に對し信頼のあるFIPに取り組みよう働きかけた証拠を取りまとめること   | B. 魚粉と魚油の販売業者が信頼のあるFIPに参加している証拠を確認する   | FIPには参加していないと思われる。                         |     |
| 4.3.3                    | 指標: IUCNレッドリストに含まれる絶滅危惧種 <sup>[18]</sup> 1A類、1B類、2類に該当する魚種の副産物 <sup>[19]</sup> または残さ由来の魚粉または魚油を原料とした飼料の使用<br>要件: 不可<br>適用範囲: すべて            | a. 副産物および残さに由来する全ての魚粉魚油についてその供給源となる漁業のリストをまとめ保持すること。4.2.1aの情報と一致すること   | A. リストの内容を確認し、4.2.1aと一致していることを確かめる   | 副産物を使っていない。                                |     |
|                          |   | b. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、IUCNレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類および2類に分類される魚種由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言を入手すること  | B. 全ての飼料メーカーと販売業者の証言が得られているかを確認する  | 飼料会社が宣誓書を発行することができる。                       |     |
|                          |   | c. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、魚粉と魚油がIUCNのレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類、2類に分類される種由来ではないとする宣誓書ならびにその確認方法の根拠(例: 他の認証制度または個別の監査) <sup>[20]</sup> を入手すること | C. 順守状態を確かめるために宣誓書を確認する  | 飼料会社が宣誓書を発行することができる。                       |     |
|                          |   | d. 魚粉または魚油がIUCNの絶滅危惧種2類に相当するがその種が絶滅危惧種相当ではない地域系群から調達している場合、当該の種または個体群の資源状態の地域差に基づく適用除外申請を裏付ける証拠書類を入手すること                               | D. この要件に対する適用除外申請が出された場合、養殖場の正当性と裏付けの証拠書類を確認し、適用除外の承認の妥当性に関して判断を行う   | 絶滅危惧種は使用されていない。                            |     |
| 脚注[18]                   | 国際自然保護連合(IUCN)についてはウェブサイトを参照のこと <a href="http://www.iucnredlist.org/static/introduction">http://www.iucnredlist.org/static/introduction</a> |  |  |  |     |
| 脚注[19]                   | 残さとは魚が食糧消費のために加工される際の副産物、または陸揚げ時に公式の品質基準を満たさず食糧消費として不適格となった魚をさす   |  |  |  |     |
| 脚注[20]                   | IFFO(International Fishmeal and Fishoil Organization)の世界基準とMSCが指標4.3.3cの準拠を示す2つの選択肢である  |  |  |  |     |
| 4.3.4                    | 同属由来の飼料原料<br>要件: 不可<br>適用範囲: すべて  | a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、魚粉と魚油が養殖種と同属の魚種由来ではないとする証言を得ること  | A. 順守状況を確認するために証言を確認する   | 絶滅危惧種は使用していない。飼料会社が証明できる。                  |     |
|                          |   | b. 飼料メーカーが養殖対象とする魚種と同属を餌料原料として利用していないことを確認できる作業手順に関する証拠書類を入手すること。使用される可能性があるすべての魚粉と魚油(雑魚、廃棄、残さ、副産物を含む)を含めること                           | B. 給餌対象の種と同属の魚種由来の魚粉や魚油、または魚を起源とするその他の原材料を、飼料販売業者が使用していないことを確認する手続きを養殖場が持っているかを確認する  | 副産物は使用していない。                               |     |
| 判定基準4.4 飼料中の非海産原料の責任ある調達 |   |  |  |  |     |
|                          |   | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)  | 監査所見                                       | 適合性 |
| 4.4.1                    | 指標: 国際的に認知された作物栽培一時停止令ならびに地域法令に従ったトレーサビリティと責任ある原料調達方針に関する飼料メーカーの書類 <sup>[21]</sup><br>要件: 必要<br>適用範囲: すべて                                   | a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること  | A. 飼料記録に記載漏れがないことを確認し、飼料販売業者数を申請者に確認する   | 飼料購入記録は保管している。飼料会社は一社に統一した。                |     |
|                          |   | b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造と供給に関するトレーサビリティと責任調達に付随するASC要件を書面で知らせること   | B. 養殖場が飼料メーカーならびに販売業者全てに飼料製造のトレーサビリティと責任調達の関連するASC要件を知らせたことを確認できる養殖場の記録を確認する   | 飼料会社はASC基準を保管している。                         |     |
|                          |   | c. 養殖場が使用する各飼料メーカーについて、独立の第三者のCABによる、飼料材料のトレーサビリティ評価を含むメーカーの監査が最近完了したことを確認すること。各飼料メーカーの直近の監査報告書の写しを入手すること                              | C. 養殖場が現在の監査報告書を関連する資料メーカー全てから入手しているか、それらの監査が飼料材料のトレーサビリティ評価を含み、独立した監査会社またはCABが実行したかを確認する。監査結果が国際的な作物栽培一時停止令ならびに地域法令に従っているかを確認する | 法令は順守している。ISO9001の認証を取得しているため、その監査記録を準備する。 |     |

|   |  |  |  |  |     |
|---|--|--|--|--|-----|
| 脚注[21]  | 具体的には、この方針はブラジル産大豆に関する禁止令をさしており、アマゾン・バイオーム地域産の植物性原料もしくはそれらの抽出物を飼料に使用することは認めないことを意味する   |  |  |  |     |
| 4.4.2   | 指標：遺伝子組み換え作物 <sup>[22]</sup> 原料、遺伝子を変更した作物の飼料中の使用に関する書類の提示   | a. 飼料販売業者から遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を変更した作物の飼料中の使用の詳細に関する証言を入手すること。この要件は飼料に遺伝子組み換え材料を含むか含まないかを知ることであり、反対であることを主張するものではない。  | A. 飼料販売業者の証言を確認し、すべての販売業者からの証言が揃っていることを確認する  | 使っている飼料中、大豆油かす、コーングルテンミール、植物性油脂は遺伝子組み換え品は不分別であるため、混入している可能性がある。      |     |
|   | 要件：必要<br>適用範囲：すべて  | b. 販売先に対し飼料に使用している遺伝子組み換え・遺伝子変更した植物原料のリストを公開し、この公開に関する証拠書類を保持すること。初回監査については、養殖場は監査日の6か月より前に記録を公開していること   | B. すべての販売先に対し公開したか、すべての遺伝子組み換え・遺伝子変更した植物原料が公開されているかを見るために4.4.2aで公開した植物原料と照合を行う       |  |     |
| 脚注[22]  | 遺伝子組み換え：無関係の生物から採取したDNAの挿入によって変更された遺伝子を含んでいること。ある形質を発現させるために、ある種から遺伝子を採取し、別な種に挿入すること。GMO（遺伝子組み換え生物）の使用による食の安全や環境上の損害に関し、現時点で信用にたる証拠は揃っていない |  |  |  |     |
| 4.4.3   | 指標：非海産原料に関し、環境および社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証スキームによって認証されたものの使用率<br>要件：大豆とパーム油に関しASCプリ・スギ類基準の発行から5年以内に80%であること<br>適用範囲：すべて              | a. ISEALメンバーの認証制度の認証をうけた飼料製造に用いられる非海産原料の相対量を示す書類を入手すること  | A. ISEALメンバーの認証制度の認証をうけた飼料製造で用いられる非海産原料の割合を示す書類を確認する。大豆およびパーム油80%の要件は、基準発行後5年後に適用される | 現在は大豆油かすが該当するが、認証を受けたものではない。<br><br>宣誓書は今後準備する。<br><br>5年未満のため該当しない。 |     |
|   |  | b. 適合していない養殖場の場合、環境と社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書を用意すること  | B. 申請者の決意に関する宣誓書の写しを入手する   |  |     |
|   |  | c. プリ・スギ類基準発行より5年以上経過した監査の場合、飼料に用いられる非海産原料の80%以上が環境と社会的持続可能性について取り組むISEALメンバーの認証由来であることを確認できる書類を提示すること   | C. プリ・スギ類基準発行から5年以上が経過した監査の場合、飼料に用いられる大豆およびパーム油が80%以上とする要件に準拠しているかどうかを確かめる証拠を確認する    |  |     |
| 原則5：養殖魚の健康とウェルフェア（福祉）の率先した管理、ならびに疾病の伝染リスクの最小化 |  |  |  |  |     |
| 判定基準5.1 天然資源に対する病虫害の伝播                        |  |  |  |  |     |
|   |  | 準拠すべき基準（申請者が実行すべきこと）   | 監査員による評価項目（CABが実行すべきこと）  | 監査所見   | 適合性 |
| 5.1.1   | 指標：地域主体の管理制度（Area-Based Management: ABM）への公式な参加表明<br>要件：当該制度がある場合、疾病ならびに処置に対する耐性管理についてのABMへの参加<br>摘要範囲：すべて                                 | a. 養殖場のABMへの参加を示す記録ならびに制度の有効性に関する情報交換の記録を保持すること  | A. 養殖場のABMへの参加実績を確認する。必要に応じて申請者の記録の正確性を確認するために、他のABM参加者い連絡をとる。養殖場に有効なABMが実在するかを確認する。 |  |     |
|   |  | b. ABMが疾病および処置に対する耐性管理についてどのように調整しているかを記述した資料をCABに提出すること。例えば、活け込み、養殖休止、治療措置の調整や情報共有など。<br>c. 監査員がABMが範囲、枠組みへの最小出席率、構成員、調整要件の定義に準拠しているかを評価するに十分な資料を閲覧できるようにすること。                              | B. ABMの管理活動内容が各項目に対応しているかを確認する。<br><br>C. ABMを確認するために資料を評価する                         |  |     |
|   |  | 注：指標5.1.2では、養殖場がNGO、研究者、行政機関と、天然資源への潜在的影響を測定するための相互合意した調査に関し、養殖場が協働するコミットメントを提示することを求めている。養殖場がそのような調査プロジェクトへの協力を要請されていない場合、養殖場はその他の積極的な手法、例えば方針の発表または該当する組織への直接的な打診などの証拠を提示することで準拠を示すことができる。 |  |  |     |
|   | 指標：天然資源に対する害虫または寄生虫の潜在的な影響を測定するために、相互に合意された調査について、当該地域のNGO、研究者、行政機関と   | a. 天然個体群への影響評価の協働合意に関して、養殖場およびその子会社が外部関係者（NGO、研究者、行政機関）とのやりとりを示す記録の保持すること。記録には、支援と協働の要請、要請に対する回答が含まれていること  | A. 養殖場およびその子会社が、天然個体群への潜在的影響評価のために外部関係者と協働しているか、研究要請に対応しているかの証拠を確認する                 | 3か月に1回、天然魚、養殖魚の病虫害のモニタリングを行う計画としている。天然魚は生簀周辺で釣る予定。                   |     |

|                 |  |  |   |  |     |
|-----------------|--|--|---|--|-----|
| 5.1.2           | <p>コホート研究の目的、研究員、研究機関と協働することの合意文書<sup>[23]</sup></p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>                      | <p>b. 5.1.2aの調査活動の実施に際し、資金面以外での支援いづれかを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研究者に養殖現場のデータを提供すること</li> <li>- 養殖場まで直接アクセスできるようにすること</li> <li>- 調査活動をサポートすること</li> </ul> | <p>B. 養殖場とその子会社が調査研究に対しどのような資金面以外での支援を行っているかを確認する</p>   | <p>3か月に1回、天然魚、養殖魚の病虫害のモニタリングを行う計画としている。</p>  |     |
|                 |  | <p>c. 養殖場およびその子会社が、調査計画への協力要請を断る際には、提案を断る正当性を書面に記録すること</p>   | <p>C. 該当事例がある場合、拒否理由に正当性があり、養殖場およびその子会社が調査研究に対する協力公約に不備があることを示す一定のパターンがないことを確認する</p>                  | <p>現在データはない。<br/>釣り人に過去2年の間に異変がないかどうか聞き取りを行う予定。</p>  |     |
|                 |  | <p>d. 養殖場が5.1.2aの調査活動を支援していることを示すために、協力した調査の記録データを保持すること</p>   | <p>D. 養殖場と研究者のやりとりが調査に対する協力公約を示すか確認する</p>   |  |     |
| 脚注[23]          | 最低でも養殖場またはその運営会社は、研究者に養殖場のデータの提供、研究者の現場への立ち入り許可、その他の研究活動に対する資金面以外での協力などを示すこと。                            |  |   |  |     |
| 5.1.3           | <p>指標: 外部寄生虫の現場検査が結果も合わせて容易に閲覧できること</p> <p>要件: 必要(検査後7日以内に結果が公表されていること)</p> <p>適用範囲: すべて</p>             | <p>a. 外部寄生虫の年間検査スケジュールを準備すること。</p>   | <p>A. 外部寄生虫の検査スケジュールが定期的であるかを確認する。</p>  |  |     |
|                 |  | <p>b. 養殖現場における外部寄生虫の検査結果を保持すること。悪天候によりスケジュールを変更した場合、事象と根拠を書面で保持すること。</p>   | <p>B. 検査が年間スケジュールに従い実施されているか、記録を確認すること。スケジュールの変更があった場合、その根拠を確認すること</p>                                |  |     |
|                 |  | <p>c. 外部寄生虫の検査法(個体数の計測および識別を含むこと)を書面化しておくこと。検査法は国もしくは国際標準に従い、ランダムかつ必要最小限以上の回数のサンプリングを実施し、外部寄生虫の種およびライフステージの同定を行うこと。閉鎖式養殖で他の検査法(ビデオ撮影など)を採用したい場合、養殖場は認証機関にその手法の詳細と有効性を説明すること。</p> | <p>C. 外部寄生虫の検査法を確認する。可能なら、現場における検査を視察する。閉鎖式養殖で他の検査法を用いている場合、検査法の特徴を記述しその有効性を確認する</p>                  |  |     |
|                 |  | <p>d. 検査結果は7日以内に一般に公開(会社のウェブサイトアップするなど)すること。必要な場合、関係者が報告書類を閲覧できるようにすること</p>  | <p>D. 検査結果が一般に公開されているか、別な場所のコンピューターからアクセスする。該当する場合、養殖場が報告書類を関係者に共有できる状態にしているかを確認する</p>                |  |     |
|                 |  | <p>e. 検査結果がいつどこで公開されたかの記録を保持すること</p>   | <p>E. 過去の記録を確認し、養殖場が検査後7日以内に公開しているかを確認する。検査スケジュールとも照合する。</p>  |  |     |
|                 |  | <p>f. 検査結果を年1度以上ASCIに提出すること</p>  | <p>F. 申請者がASCIに検査結果を提出したかを確認する</p>  |  |     |
| 判定基準5.2 化学物質と治療 |  |  |   |  |     |
|                 |  | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)   | 監査所見   | 適合性 |
| 5.2.1           | <p>指標: 地方行政の法律で禁止された治療措置、世界保健機関でヒト医薬品において非常に重要な抗生物質<sup>[24]</sup>の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p> | <p>a. WHOのヒト医薬品における非常に重要な抗生物質の現在のバージョンを保持すること</p>  | <p>A. 養殖場がWHOの抗生物質リストの現行バージョンの写しを所有しているかを確認する</p>   | <p>WHOの抗生物質リストを準備していた。</p>   |     |
|                 |  | <p>b. 魚類養殖において法律で使用が禁止された治療薬リストならびに魚類養殖において法律で使用が認可された治療薬リストを保持すること。</p>   | <p>B. 養殖場がこれらのリストを保持していることを確認する</p>   | <p>農林水産省が使用を認めている水産用医薬品リストを保持している。それ以外は使用禁止である。使用禁止薬剤は13成分の指定があり、これらは上記水産用医薬品の使用に関するリストに記載されている。</p> |     |
|                 |  | <p>c. 養殖場が現行の生産サイクルで、いずれかの魚に対してヒト医薬品における非常に重要な抗生物質または魚類養殖で禁止された治療薬を使用していた場合、監査実施に先立ちCABIに通知すること</p>  | <p>C. 養殖場が重要な抗生物質または禁止された治療薬を使用していることを記録し、申請者が5.2.1の適用除外申請を承認するだけの十分な情報を提供するまで現地監査を行わない(5.2.1d参照)</p> |  |     |
|                 |  | <p>d. 5.2.1cで使用が確認された場合、指標を順守している生産部分のみを認証するために、CABから5.2.1の要件に対する適用除外を申請すること。監査に先立ち、治療の詳細を確かめるのに十分な記録をCABIに提供すること。所有する施設で処置し、養殖場がどのようにして収穫時および収穫後において処置した個体を完全に追跡、分離できるか</p>     | <p>D. 養殖場の適用除外申請と養殖場が適用除外に値するトレーサビリティを十分に示すことができるか裏付け資料を確認する</p>                                      | <p>該当しない。</p>  |     |

|                          |  |  |   |  |
|--------------------------|--|--|---|--|
| 脚注[24]                   | <a href="http://www.who.int/foodsafety/publications/antimicrobials-third/en/">http://www.who.int/foodsafety/publications/antimicrobials-third/en/</a>                          |  |   |  |
| 5.2.2                    | <p>指標: 化学的抗菌処理の予防的使用(プレバイオティクスまたはワクチン投与を除く)</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>   | a. 現行および先の生産サイクルにおける化学的抗菌剤の全購入記録を保持すること  | A. 購買記録を確認し、申請者が調達した化学的抗菌剤の総量を計算する。現場で数量を確認するために保管場所を視察する   | 漁協を通して購入したときの納品書兼請求明細書がある。   |
|                          |  | b. 薬品治療に関する全事例の詳細な記録を保持すること(5.2.1aおよび5.2.3も参照)   | B. 申請者の化学的抗菌剤の使用量が予防的使用に該当しないか薬品治療記録を確認する   | 国の指導方法に従って予防的に使用している。ワクチン接種前にも予防的に実施する。病気が発生した後はワクチンが打て                            |
|                          |  | c. 現行および先の生産サイクル期間中に使用した化学的抗菌剤による処方回数および総使用量を算出すること(5.2.9も参照)  | C. 現行の生産サイクルで使用された化学的抗菌剤の総量が処方された総量と等量であることを確認する  | 飼料記録簿に、使用した抗生物質を記録している。  |
| 5.2.3                    | <p>指標: 養殖場の指定獣医によって承認された包括的な魚の健康管理計画を有していること。それには、以下のいずれかを含むこと。a) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種、b) 獣医が承認した魚の健康管理に関する代替計画</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p> | a. 病害虫の特定ならびにモニタリングに関する項目を含む魚類の健康管理計画を策定すること。この計画は養殖場のより包括的な計画の一部としてもよい  | A. 養殖場の魚類健康管理計画を入手し内容を確認する  | 健康管理計画を作成した。日常チェック、異常時の対処方法などを定めている。愛媛県水産研究センター魚類検査室に送って検査してもらう。                   |
|                          |  | b. 魚類健康管理計画が以下のいずれかの手順を必須としているかを確認できるよう書類作成を実行すること<br>1) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種<br>2) 獣医が承認した魚の健康管理に関する代替計画  | B. 魚類健康管理計画に記載されている、あるいは承認された別の魚類健康管理計画に従い種苗のワクチン接種手順が日常的に実施されている証拠を確認する  | ワクチン接種についても規定されている。水産用ワクチン使用指導書を水産研究センターからもらわなければワクチンを購入できない。京都微研の4種混合ワクチンを使用している。 |
|                          |  | c. 養殖場の現行の魚類健康管理計画が養殖場の指定獣医のチェックを受け承認されていること   | C. 養殖場の指定獣医が計画の現行版をチェックし承認していることを示す証拠を確認する  | 魚類防疫士の確認を得る予定。   |
|                          |  | d. 養殖場は魚体、卵、稚魚の移動、SPFステータスおよび検査状態に関連した国際獣疫事務局(OIE)の規則に準拠していることを示すこと( <a href="http://www.oie.int/international-standard-setting/aquatic-code/access-online/">http://www.oie.int/international-standard-setting/aquatic-code/access-online/</a> 参照) | D. 養殖場がOIE水生動物衛生規約に準拠する目的の手順を書面化し、実行しているかを確認すること。   |  |
| 5.2.4                    | <p>指標: 淡水、ホルマリン<sup>[25]</sup>、過酸化水素水を除く養殖現場における抗駆虫薬処理</p> <p>要件: 不可<sup>[26]</sup></p> <p>適用範囲: すべて</p>   | a. 魚類健康管理計画における養殖手順の中での種苗に対し処方してもよい抗駆虫薬を識別すること。使用するすべての抗駆虫薬製品について製品安全データシート(MSDS)を提出すること。淡水に限ってのみ、ホルマリンおよび過酸化水素水は許容されそのほかについては禁止である。   | A. 魚類健康管理計画を確認し抗駆虫薬の使用に関する手順を確認する。どのような医薬品や化合物が使用されたかを確認するためMSDSの内容をチェックすること。抗駆虫薬として、淡水、ホルマリン、過酸化水素水だけを使用していることが証拠から明らかの場合、順守していると判断される | 駆虫剤は使用していない。   |
|                          |  | b. すべての医薬品に関連する記録、獣医ならびに治療薬販売者に関する記録を提示すること。処方箋や処置記録に加え、請求書、研究所での検査結果も含むこと   | B. 作成書類の確認と養殖場の従業員へのヒアリングを行い、養殖場が基準で容認されたもの以外の抗駆虫薬処理を用いてはいけなとする要件への適合性を確認する   | 使用していない。   |
| 脚注[25]                   | ホルマリンが禁止されている国では、原則1のすべての法の順守が優先され、その使用は認められない   |  |   |  |
| 脚注[26]                   | 運営委員はASCが妥当な取り扱いについての例外規定を作ると考えている。周辺の環境や生物に影響を与えない穏当な取り扱いの立証責任は責任者にある   |  |   |  |
| 判定基準5.3 育成環境への配慮(ウェルフェア) |  |  |   |  |
|                          | 準拠すべき基準(申請者が実行すべきこと)   | 監査員による評価項目(CABが実行すべきこと)  | 監査所見  | 適合性  |



|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | <p>溶存酸素の測定に関する注釈</p> <p>養殖場における溶存酸素の試料採取ならびに飽和度の算定が基準で求められる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DOは日に2回(地域や操業形態によるが、午前6時と午後3時を推奨)測定を行うこと。飽和度はデータごとに計算し、週平均を算出する</li> <li>悪天候によるごくわずかなデータの欠損は容認される</li> <li>1日1回のサンプリングも容認されるが好ましくはない</li> <li>DOの測定は養殖個体が経験する水質条件と類似の水深5メートルの位置で行う。ただし、生け簀群周縁部で測定を行う場合は、下流側で行う。また養殖場の飼料小屋や住居施設からは離れて測定する。測定は日変化の比較ができるよう同一の場所と時間で行うとよい</li> <li>週平均は70%以上であること</li> <li>週平均が70%を下回る場合、参照地の値と一致していることを示すこと</li> <li>参照地は生け簀群の周縁部から少なくとも500m離れていること。ただし、養殖場と同様の湧昇パターンが見られ、養殖や農業廃水、周辺の市街地からの栄養塩流入など、人為的な要因による栄養塩負荷の影響を受けないこと</li> </ul> |   |  |
| 5.3.1  | <p>指標: 後述する手法で算出した養殖場の溶存酸素(DO)の週平均%</p> <p>要件: 飽和度が70%より大きい<sup>[27]</sup></p> <p>適用範囲: すべて</p>  | <p>a. 補正済みのDOメーターまたは同等の手法を用いて、1日2回以上溶存酸素飽和度(%)を測定し記録すること。初回監査時は、養殖場は6か月以上の記録がなければならない。毎週モニタリング欠かさずモニタリングを行うことは危険性を伴うこともあり、現実的かつ賢明な解決策があることをASCは認識している。例えば悪天候時など、どんなことがあっても労働者の安全を軽視してはならない。</p>   | <p>A. 申請者が6か月以上のDOデータを提出するまで監査予定を立ててはならない</p>   | <p>2016年1月20日からほぼ毎日計測している。生簀と対照区で測定。</p>   |
|  |  | <p>b. 測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記述し提示すること</p>   | <p>B. DOの試料採取とモニタリングについて記載漏れや条件に一致しているかを確認する</p>  | <p>餌やりの時に測るので、夏場は毎日できるが、冬場は餌やりをしなかつたりしけがあつたりして測らないことがある。個人でわざわざ測りに行くのは漁船の燃料費がかかり難しい。</p> |
|  |  | <p>c. データに基づき週平均飽和度(%)を算出する</p>   | <p>C. データに基づき週平均飽和度(%)を算出する</p>   | <p>まだ週平均は計算していない。</p>  |
|  |  | <p>d. 週平均DO値が70%を下回る場合、あるいはその水準に近づいている場合、参照地でDOを測定・記録し、養殖場の水準と比較すること(ガイド参照)</p>   | <p>D. 必要に応じて、参照地のDOデータと監査報告書の書類の内容を確認する(ガイド参照)</p>  | <p>対照地でも測定している。</p>  |
|  |  | <p>e. DOの測定と補正作業を監査員に視察してもらうよう調整すること</p>  | <p>E. DOモニタリングを視察し、現地にいる間に飽和度補正した値を確認する。現地確認した値は養殖場が提示したDOの範囲内に収まっているはずであるが、もし観測値が測定範囲外にある場合、不適合判定とする</p> | <p>DOメーターを使用している。マニュアルに沿った補正を行っている。本審査時に確認する。</p>  |
| 脚注[27]   | <p>資格を持った獣医師によって決められた頻度で、定期的にもDOメーターでDO水準を観測し、指定獣医師により設定された最低水準より高い値を維持できている等して、養殖場がDO水準は養殖個体のストレスとなっていない証拠を书面化できる場合は例外となりうる。ストレスレベルを決めるために、獣医師はストレスホルモンレベル、FCR、成長率の測定を行うこと。</p> |   |   |  |
| 5.3.2  | <p>指標: 5.3.1に関し、1週間のサンプルのうち、DO飽和度が70%未満となった割合</p> <p>要件: 5%未満</p> <p>適用範囲: すべて。ただし、養殖場におけるDO測定値が参照地のそれと一致していることを示すことができる場合、70%より大きな飽和度を確保できない養殖場に対し適用除外が承諾される</p>                | <p>a. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となった試料の割合を算出する</p>  | <p>A. 養殖場の計算値を確認し、1週間のうちDO飽和度が70%未満となった試料の割合が5%以下であることを確認する</p>   | <p>70%を下回る日も記録されているが、その時は対照区でも下回っている。</p>  |
|  |  | <p>b. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となったDO測定の割合が5%より大きい場合、CABIに連絡を行うこと</p>  | <p>B. 参照地において同時に測定を行い養殖場と参照地の測定値が一致することを確認する</p>  | <p>今後測定する。</p>   |
| <p><b>基準における社会的要件はSAASへの適合性に関し監査員リーダーを動めるものによって監査を行うのがよい</b></p> |  |   |   |  |
| <p><b>原則6: 責任ある労働環境をもった養殖場の運営</b></p>                            |  |   |   |  |
| <p>判定基準6.1 児童労働<sup>[28]</sup>と若年労働者</p>                         |  |   |   |  |
|  |  | <p>準拠すべき基準</p>  | <p>監査所見</p>   | <p>適合性</p>   |

|                                    |  |  |                            |     |
|------------------------------------|--|--|----------------------------|-----|
| 6.1.1                              | 指標：児童労働 <sup>[29]</sup> の件数<br>要件：0件<br>適用範囲：すべて   | a. ほとんどの国では、雇用の最低年齢は15歳としてある。例外的事例は2つある。<br>・発展途上国において、雇用最低年齢が14歳 <sup>[30]</sup> と法的に定められている場合、または<br>・法的な雇用最低年齢が16歳以上と定められ、かつその国の規制に従わなければならない場合<br>法的な最低雇用年齢が15歳ではない国で、養殖場が操業を行う場合、養殖場はその事実を示す書類を保持すること<br>b. 正規雇用の年俸は15歳以上であること(6.1.1aに記載した国を除く)<br>c. 雇用者は要件に対する適合性を十分に示す人事記録を保持すること  | 児童労働は行っていない。生産者は皆個人事業主である。 | 適合  |
| 脚注[28]                             | 児童労働：児童として定義された特定の年齢より若い児童による労働をさす。ただし、ILO条約第138号第7条で示された軽作業については例外とする。条約では養殖場における15～17歳の児童には、学校と遊びのための時間が保証され、危険で虐待的で身体的にきつい労働ではない限りは軽作業の従事が容認されている |  |                            |     |
| 脚注[29]                             | 児童労働：児童として定義された特定の年齢より若い児童による労働  |  |                            |     |
| 脚注[30]                             | 15歳未満をいう。ただし当該地域の最低年齢に関する法律が労働または義務教育に関し15歳以上を規定している場合、その年齢をさす。しかしながらILO第138号での発展途上国に対する例外措置に基づき、認められている国では最低年齢を14歳としてもよい                            |  |                            |     |
| 6.1.2                              | 指標：若年労働者 <sup>[31]</sup> の保護 <sup>[32]</sup> の割合<br>要件：100%<br>適用範囲：すべて  | a. 若年労働者は企業方針と研修プログラムで正しく身元確認でき、すべての若年労働者は職務記述書の対象であること<br>b. すべての若年労働者(15歳以上18歳未満)は身元確認ができ、その年齢は身分保証書のコピーで確認できること<br>c. 日修行時間の記録(タイムカードなど)の利用は、すべての若年労働者が対象となること<br>d. 若年労働者の場合、一日の移動時間、労働時間、就学時間の合計が10時間を超えてはならない<br>e. 若年労働者は危険 <sup>[33]</sup> な現場での作業もしくは危険作業 <sup>[34]</sup> に従事させてはならない。悪天候時の浮体式生け簀での作業は危険作業とみなされる  | 若年労働者はいないため該当しない。          | 適合  |
| 脚注[31]                             | 若年労働者：児童の上限年齢以上で18歳以下の年齢のすべての労働者をさす  |  |                            |     |
| 脚注[32]                             | 15～18歳の労働者は健康や安全に害を及ぼす状況にさらされることがあってはならない。労働が就学を妨げてはならず、一日の移動時間、就学時間と労働時間の合計が10時間を超えてはならない   |  |                            |     |
| 脚注[33]                             | 危険：怪我や個人の健康に危害を及ぼす原因となりうる内在する可能性(例：必要な装備なしでの重機の取り扱い、無防備な状態で有害な薬品への曝露)  |  |                            |     |
| 脚注[34]                             | 危険作業：実行環境やその特性によって労働者の健康や安全性、モラルが傷つけられる可能性があるもの  |  |                            |     |
| 判定基準6.2 強制・拘束・奴隷労働 <sup>[35]</sup> |  |  |                            |     |
|                                    |  | 準拠すべき基準  | 監査所見                       | 適合性 |
| 6.2.1                              | 指標：雇用者が雇用完了時に雇用者の給与、財産、便益の一部を差し引いた件数<br>要件：0件<br>適用範囲：すべて  | 6.2.1実行のための手引きと強制 <sup>[36]</sup> ・拘束 <sup>[37]</sup> ・奴隷労働：<br>1. 契約は明確で従業員 <sup>[38]</sup> が理解し、労働契約や研修費用の徴収制度を通じた労働に対する支払の不履行など、労働者に負債を負わせるものであってはならない<br>2. 被雇用者は職場を離れることができ、自由時間を持っていること<br>3. 雇用者は被雇用者の身元証明書の原本を保有してはならない<br>a. 労働者は退職と職場を離れる自由があること、雇用者の給与、財産、便益の一部の控除の対象となっていないこと、または通常の法律または契約にあること以外の義務を雇用者に対して負っていないことを示すこと<br>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。      |     |
| 脚注[35]                             | 拘束労働：クレジット機関への借金返済のため、雇用者または債務者によって課せられる労働   |  |                            |     |
| 脚注[36]                             | 強制・奴隷労働：当人の自発的意志に基づかない、処罰の代償として、もしくは債務返済のために強要される処罰の代償として、労働者から搾取されるすべての労働またはサービス。処罰には、金銭的制裁、身体的処罰または権利および特権の剥奪、もしくは行動の制限(例えば身元証明書の保留)を含む            |  |                            |     |
| 脚注[37]                             | 拘束労働：クレジット機関への借金返済のため、雇用者または債務者によって課せられる労働   |  |                            |     |
| 脚注[38]                             | 従業員：公式非公式を問わず、契約に署名し、現金または現物により報奨を得、企業とともに、企業のために労働を行う人。直接紅葉または下請けのような間接雇用に関わらず、養殖場で労働を行う人。  |  |                            |     |

|                                    |   |  |                       |     |
|------------------------------------|---|--|-----------------------|-----|
| 6.2.2                              | <p>指標：被雇用者が雇用開始時に身元証明書の原本を引き渡すよう要求された件数(ただし、法的書類処理のための要求は除く)</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>   | <p>a. 法的な書類処理が必要な場合を除き、労働者が身元証明書の原本を引き渡すよう要求されていないことを示すこと</p> <p>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる</p>  |                       |     |
| 判定基準6.3 職場環境における差別 <sup>[39]</sup> |   |  |                       |     |
|                                    |   | 準拠すべき基準  | 監査所見                  | 適合性 |
| 6.3.1                              | <p>指標：現場における包括的で率先<sup>[40]</sup>した反差別<sup>[41]</sup>の方針、手続き、実践を示す書類。職場において性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向などに関係なく、すべての仕事に就ける権利についても言及すること</p> <p>要件：必要</p> <p>適評範囲：すべて</p> | <p>a. 雇用者は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件によって、雇用、報酬、研修の機会、昇進、解雇および退職に関して差別を行わないことを記した率先的な反差別の書面による方針を提示すること</p> <p>b. 雇用者は差別の苦情に対し、その発生経緯、提起、そしてその対応を記した明解かつ透明性のある手続きを提示すること</p> <p>c. 雇用者は同一労働同一賃金の原則、職業機会、昇進および昇給の均等の原則を積極的に尊重していることを示すこと</p> <p>d. すべての管理監督者は多様性および差別禁止に多様性の率先した寛容さに関する研修を受けたことを示すこと。全職員が差別禁止に関する研修を受けている。効果があることが証明できる場合、外部研修、内部研修のどちらでも良い</p> | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |     |
| 脚注[39]                             | 差別：機会と待遇に関する不平等を助長する区別、除外またはえり好み。必ずしもすべての区別、除外、えり好みが差別とはならない。例えば、能力的または成績に基づく昇給または賞与などがそれにあたる。また国によっては少数民族を優先的に扱う建設的な差別を合法とする場合もある                                  |  |                       |     |
| 脚注[40]                             | 雇用者は会社が人種や身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、労働組合の所属、支持政党、年齢その他差別に繋がる他の条件による、雇用、報酬、研修の機会、昇進、解雇または定年に関する差別に関与または支持しないことを明示した反差別方針を作成すること   |  |                       |     |
| 脚注[41]                             | 差別：機会と待遇に関する不平等を助長する区別、除外またはえり好み。必ずしもすべての区別、除外、えり好みが差別とはならない。例えば、能力的または成績に基づく昇給または賞与などがそれにあたる。また国によっては少数民族を優先的に扱う建設的な差別を合法とする場合もある                                  |  |                       |     |
| 6.3.2                              | <p>指標：確認された差別の発生件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>   | <p>a. 雇用者は差別に関する苦情の全記録を保持すること。これらの記録は人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件に対する差別の証拠とはならない</p> <p>b. 教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、ニーズに合わせるといった企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い</p>  |                       |     |
| 6.3.3                              | <p>指標：すべての被雇用者はその性別、年齢、人種、宗教、信念、身分、性的志向に関わらず、支払、便益、昇進の機会が均等であること</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>   | <p>a. 反差別方針に、種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に依らない支払、便益、昇進の機会の均等を含めること</p> <p>b. 教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、ニーズに合わせるといった企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い</p>   |                       |     |
| 6.3.4                              | <p>指標：配偶者の有無や妊娠を理由に、雇用者が被雇用者を解雇したり、妊娠、出産休暇の法的権利を拒否した件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>   | <p>a. 人事記録および被雇用者ファイルを確認し、解雇または育児休暇に関連する被雇用者の法的権利の拒否に関する根拠を確認する</p> <p>b. 現場監査の際に、解雇や育児休暇に関する会社の対応に関する根拠について、被雇用者にヒアリングを行う</p>   |                       |     |

| 判定基準6.4 労働環境の健全性と安全 |  |   |   |
|---------------------|--|---|---|
|                     |  | 準拠すべき基準   | 監査所見  |
|                     |  |   | 適合性   |
| 6.4.1               | 指標:健康と安全な業務、そのための手続きおよび業務に関連した方針について研修を受けた労働者の割合<br>要件:従業員6人以上で100%<br>適用範囲:すべて              | a. 雇用者は、職場に潜む危険性から被雇用者を守り、事故やケガのリスクを最小化するため、作業と手順(緊急時マニュアルも含める)、方針を書面化し保持すること。情報は被雇用者に公開されること   | 安全衛生対策で文書化されたものはない。                         |
|                     |  | b. 被雇用者は緊急対応マニュアルについて理解していること   | 事故時の緊急対応マニュアルを作成する予定。                       |
|                     |  | c. 雇用者はすべての被雇用者に対して定期的に(年1回、新規雇用については直後に)健康と安全に関する研修を実施すること。潜在的危険性、リスクの最小化、労働安全と衛生、保護具の適切な使用について含むこと  | 今後安全衛生に関する研修を実施する予定。                        |
| 6.4.2               | 指標:安全のための器具(防具)が支給され、手入れされ、そして使用されていること<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて                                 | a. 雇用者は予想される健康と安全に関する危険に対処するための保護具を労働者に支給すること   | ライフジャケットは準備している。                            |
|                     |  | b. 被雇用者は保護具の適切な使用に関し毎年研修を受けること。事前に初期研修に参加した労働者については、新しい保護具が支給されるまでは年間更新講習は十分なこともあり得る  | 今後安全衛生に関する研修を実施する予定。                        |
|                     |  | c. 上記の確認のため、被雇用者はインタビューを受けること   | ヒアリングは行っていない。                               |
| 6.4.3               | 指標:すべての健康上、安全上に関わる事故と違反は記録され、必要に応じて対策を講じること<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて                             | a. 雇用者は健康と安全に関わる事故を記録すること   | 今後記録様式を準備する。                                |
|                     |  | b. 雇用者は業務上の健康と安全に関する違反行為すべてとその調査記録を保持すること   | これまで事故は発生していない。                             |
|                     |  | c. 雇用者は何らかの事故発生についても、是正措置計画を実行すること。計画は書面化し、根本原因の分析、根本原因に対する措置、是正措置、同様の事故の発生を防ぐ措置を含むこと   | 上記様式に再発防止策も記入する。                            |
|                     |  | d. 事故や安全と健康に関する事件が発生したことで、どのような分析がなされそしてどのような手順が踏まれ、実行されたかを確かめるために、被雇用者にインタビューを行う   | ヒアリングは行っていない。                               |
| 6.4.4               | 指標:国の法律によって保証されない場合、雇用者の責任において、いかなる事故やケガに対する被雇用者の費用負担を100%保証する証拠を提示すること<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて | a. 雇用者は全職員に業務上の事故または傷害に関する費用を補償する十分な保険を提供していることを示す書類を保持すること(国内法で補償されていない場合)。パートタイマー、季節労働者、外国人労働者に対しても同等の保証内容であること。事故費用を補償する雇用者の責任を記した契約書は保険についての有効な証拠となりうる                  | 各自の保険加入状況を確認する。皆生命保険に加入している。漁船、魚の保険も加入している。 |
| 判定基準6.5 賃金          |  |   |   |
|                     |  | 準拠すべき基準   | 監査所見  |
|                     |  |   | 適合性   |
|                     | 指標:基本賃金 <sup>[39]</sup> (残業代とボーナスを含まない)が最低賃金 <sup>[40]</sup> を下回る労働者はない                      | a. 雇用者は事業を行っている国における法定最低賃金を示す書類を保持すること。その国において最低賃金に関する規定が無い場合、雇用者は業界標準の最低賃金を示す書類を保持すること。本指標の目的は、最も弱い立場の労働者を保護するものであり、その他のスタッフ、例えば物品で給与が支払われるような管理者については、この指標の意図する「労働者」ではない。 | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。                       |

|                       |  |  |                       |      |
|-----------------------|--|--|-----------------------|------|
| 6.5.1                 | 働者の割合<br>要件:0%<br>適用範囲:すべて   | b. 労働者の標準作業時間(48時間以内)における賃金が法的な最低賃金と一致もしくはそれ以上を維持していることを雇用の記録から確認できること。法定最低賃金が規定されていない場合、現行の賃金が業界の標準に適合またはそれ以上であることが記録から分かるようにしなければならない。賃金が単価もしくは出来高支払の場合、労働者が法定最低賃金以上を(通常の労働時間範囲内で)無理のない範囲で得ているかを示す記録を示すこと<br>c. 証拠書類(給与支払い、勤務表、パンチカード、生産記録、実益記録など)を保持し、上記を確認するため、労働者がヒアリングをうける |                       |      |
| 脚注[39]                | 基本賃金:一般的な週労働時間(48時間以内)に対する賃金をさす  |  |                       |      |
| 脚注[40]                | 法律で最低賃金が定められていない国では、基本給は業界の標準最低賃金を満たすこと  |  |                       |      |
| 6.5.2                 | 指標:本基準の採用5年後に、基本賃金 <sup>[41]</sup> が生活給 <sup>[42]</sup> を下回っている労働者の割合<br>要件:0件<br>適用範囲:すべて                   | a. 監査員は生活給を計算し、養殖場の計算値と比較し、それが正しいことを確認する<br>b. プリ・スギ類基準発行後5年以内にすべての養殖場労働者は生活給(残業代とボーナスを除いて)以上を支給されている証拠を提示すること<br>c. 事業を行っている国の生活給を提示すること。監査チームは計算と最終の数字が正しいことを確認する  |                       |      |
| 脚注[41]                | 基本賃金:一般的な週労働時間(48時間以内)に対する賃金をさす  |  |                       |      |
| 脚注[42]                | 生活給:住居、食物および交通費を含む個人または家族の基本的需要をまかなう賃金。法律で規定される最低賃金と異なる概念であり、最低賃金が必ずしも労働者の生活給を上回るとは限らない                      |  |                       |      |
| 6.5.3                 | 指標:賃金の決定と支払の透明性を示す書類すべての労働法および条例を順守していることを示す書類<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて  | a. 賃金と便益は労働者に明示され、契約書に記載していること<br>b. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されていること<br>c. 雇用者は賃金および便益を労働者にとって便利な形態で支払うこと(現金、小切手、電子決済など)。便益の支給の代わりに旅行に出かけたり、約束手形、クーポンや商品を代用品として受け取るようなことがあってはならない<br>d. 基準の要件と一致しているかを確かめるために労働者にヒアリングを行う   |                       |      |
| 判定基準6.6 結社の自由と団体交渉の権利 |  |  |                       |      |
|                       |  |  | 準拠すべき基準               | 監査所見 |
| 6.6.1                 | 指標:被雇用者は労働組合または労働者組織に加入でき、そして団体交渉とともに、組織を設立することができ、その代表者の選出は経営者の干渉を受けずに代表者を選出することができる<br>要件:100%<br>適用範囲:すべて | a. すべての労働者は労働組合または正当な労働者組織に加入することができること、雇用者や雇用者が設立または支援する競合組織の干渉を受けないことを示すこと。養殖場は内部規定がこれらの基準に完全に一致することを監査員に示す書類作成を行うこともよい<br>b. 労働者は自ら団体交渉を行ったり参加したりすることが許容されていることを示すこと<br>c. 労働者のヒアリングの際、6.6.1の要件に適合するか、会社の経営者や代理人の干渉を受けずに、選出された労働者の代表と自由にコンタクトがとれるかを確認する                       | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |      |
| 6.6.2                 | 指標:組合もしくは労働者組織のメンバーが差別された件数<br>要件:0件<br>適用範囲:すべて   | a. 労働者および労働者の代表のヒアリングの際、組合もしくは労働者組織のメンバーが経営者から差別を受けた事案があるかを確認する<br>b. 養殖場が基準の要件に適合しているかを確認するために、組合または労働者組織に加入していることで受けた差別の発生事案に関し経営者に確認を行う   |                       |      |

| 判定基準6.7 一時的または恒常的な身体的・精神的な傷害となりうる職場環境におけるハラスメントと懲戒行為 |   |  |                       |
|--|---|--|-----------------------|
|  |   | 準拠すべき基準  | 監査所見                  |
|  |   |  | 適合性                   |
| 6.7.1  | <p>指標：過剰もしくは虐待的<sup>[43]</sup>な懲戒行為の件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>                           | <p>a. 雇用者は労働者の心身もしくは尊厳に悪影響を及ぼす脅迫的、屈辱的または懲罰的な行為を用いていないことを確認する</p> <p>b. 体罰、精神的懲罰<sup>[44]</sup>、肉体的制裁もしくは暴言に関する申し立ては会社の手続きで完全に記載され、監査員はこれを確認することができる</p> <p>c. 現地監査の際、労働者は過度なあるいは虐待的な懲戒処分があったかを確認するために労働者にヒアリングを行う</p>  | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |
| 脚注[43]   | (肉体的、精神的な)虐待：言葉による虐待、隔離、性的または人種的嫌がらせ、脅迫または物理的暴力をほのめかした脅しをはじめとする意図的な権利の行使を特徴とする                    |  |                       |
| 脚注[44]   | 精神的懲罰：言葉による虐待、隔離、性的または人種的嫌がらせ、脅迫または物理的暴力をほのめかした脅しをはじめとする意図的な権利の行使を特徴とする                           |  |                       |
| 6.7.2  | <p>指標：明解かつ公平で透明性のある懲戒手続き<sup>[45]</sup>および被雇用者との対話を示す書類の提示</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>       | <p>a. 雇用者は労働者の向上を目的であることを明記した懲戒行為の方針を書面で作成すること</p> <p>b. 懲戒行為の発生と結末(労働者の評価報告書など)に関する監査証跡を書面で保持すること。現地監査の際、適合の度合いと懲戒行為方針が公平で実効的であるかを確認するため、労働者にヒアリングを行ってもよい</p>   |                       |
| 脚注[45]   | 懲戒行為が必要となる場合、前向きな口頭もしくは書面による忠告という方法を用いること。目的は常に労働者の行為の改善に向けられるべきである。それは指針の公表、人事記録、労働者の供述などにより示される |  |                       |
| 6.7.3  | <p>指標：ハラスメント行為は記録され、対応策がとられたことを示す証拠</p> <p>要件：100%</p> <p>適用範囲：すべて</p>                            | <p>a. 雇用者は労働者のハラスメントに対する方針を設定していること。労使間または労働者間でハラスメントが発生した場合の手順を方針に含めること。手続きは書面化され、詳細、対応策、結論、必要な是正措置を記録する</p> <p>b. 現地監査の際、適合性を確認するため、ハラスメント行為とその結末の事例とともに、ハラスメント、方針、手続きに関して労働者にヒアリングを行う</p>   |                       |
| 判定基準6.8 労働時間と残業                                      |   |  |                       |
|  |   | 準拠すべき基準  | 監査所見                  |
|  |   |  | 適合性                   |
| 6.8.1  | <p>指標：勤務時間と残業に関する法律<sup>[46]</sup>の違反および乱用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>                       | <p>a. 雇用者は養殖事業を行っている地域の労働時間と残業に関する法的要件を示す書類を保持すること。地域条例により国際的に認定された勧告(週の労働48時間、残業12時間)が認められている場合、国際標準の要件が適用される</p> <p>b. 無作為に(監査員が)抽出した記録の確認。タイムカード、給与支払簿により養殖場の労働者が法律で認められた労働時間を超えていないことが分かること</p> <p>c. 雇用者が被雇用者に対し養殖場での労働シフト(10日間従事、6日間休暇など)を求める場合、雇用者は月内に同等の休憩時間を保証しかつ被雇用者がそのスケジュールに合意したことを示す書類(例：雇用契約書中)が存在する</p> <p>d. 労働時間と残業に関する法律の乱用がないかを確かめるために、養殖場労働者にインタビューを行ってもよい</p> | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |
| 脚注[46]   | 労働時間と残業に関する地方条例が国際的に容認された勧告(週の労働48時間、残業12時間)を上回る場合、国際標準が採用される                                     |  |                       |
|  | <p>指標：残業には限度があり、自由意志<sup>[47]</sup>に基づき、割増賃金が支払われ、例</p>   | <p>a. 労働者は残業の割増分が支払われていることが支払記録(支払通知)に示されている</p>   |                       |

3地区が週替わりで出荷をしている。出荷の週は2、3日宇和島に行く。年末は忙しく1週間ぐらい毎日いくこともある。その際には長時間労働となることもある。

|                           |  |  |                       |     |
|---------------------------|--|--|-----------------------|-----|
| 6.8.2                     | <p>外的な事情に限定される</p> <p>要件:要順守</p> <p>適用範囲:すべて</p>   | <p>b. 残業は例外的な事情に限定され、それは養殖場の記録(生産記録、タイムカード、その他の勤務記録など)によって証明される</p> <p>c. すべての残業は、義務的な残業を特別に認めた団体交渉による合意がある場合を除き、自由意志に基づくものであることを確かめるために労働者にインタビューを行ってもよい</p>  |                       |     |
| 脚注[47]                    | 義務的な残業は団体交渉による事前合意がある場合のみ認められる   |  |                       |     |
| 判定基準6.9 契約またはその他書面による雇用合意 |  |  |                       |     |
|                           |  | 準拠すべき基準  | 監査所見                  | 適合性 |
| 6.9.1                     | <p>指標:契約<sup>[48]</sup>または書面による雇用合意を交わしている労働者の割合</p> <p>要件:100%</p> <p>適用範囲:すべて</p>  | <p>a. 雇用者はすべての被雇用者との契約記録を保持していること</p> <p>b. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例がないこと</p> <p>c. 上記のことを確認するために労働者にヒアリングを受けるよう進言すること</p>  | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |     |
| 脚注[48]                    | 労働のみの請負関係または不正な見習い労働制度は認められない。これには退職金または同等の報酬の支払いを行わないリボルビング式、継続的な労働契約も含まれる。不正な見習い契約とは、契約に基づき機関または賃金規定もなく見習いという条件のもと労働者を雇い入れる慣行で、不当な低賃金の支払い、法的義務の回避や未成年の労働者雇用を目的とする。労働提供のみの契約関係とは、正規賃金の支払いや法的義務のある福利厚生を回避する目的で、正式な雇用関係を確立せずに、労働者を雇い入れる慣行をさす。 |  |                       |     |
| 6.9.2                     | <p>指標:養殖場で作業を行う際の業者と請負人とのソーシャル・コンプライアンス(社会的責任に関する規範の順守)方針を示す書類</p> <p>要件:必要</p> <p>適用範囲:すべて</p>  | <p>a. 養殖場は品物やサービスを提供するすべての会社(ダイバー、清掃、保守管理など)と契約書を結ぶことを保証する方針を持っていること</p> <p>b. 生産会社はサプライヤーや請負人を評価する基準を持っていること。会社は認可したサプライヤーと請負人のリストを保持すること</p> <p>c. 生産会社は、サプライヤーおよび請負人の記録ならびに6.7.2の順守と関連する下請け契約を保持すること</p> <p>d. 現場のすべての労働者(間接的な被雇用者も含む)は原則6の要件によって保護され、監査員は記録や視察、労働者へのヒアリングを通じて順守状況の評価を行う。</p> | 漁船、網の保守などの支払いは漁協経由。   |     |
|                           |  |  | 今後検討する。               |     |
|                           |  |  | 今後検討する。               |     |
| 判定基準6.10 トラブルの解決          |  |  |                       |     |
|                           |  | 準拠すべき基準  | 監査所見                  | 適合性 |
| 6.10.1                    | <p>指標:労働者が実効的かつ公正で秘密が保持された苦情処理制度を利用できることを示す書類</p> <p>要件:必要</p> <p>適用範囲:すべて</p>   | <p>a. 雇用者は、機密を保持し、労働者の苦情の開示、処理、解決のための明確な労働紛争の解決方針を定め、書面化した手続きで裏付けされている</p> <p>b. 労働者は会社の労働紛争の解決方針とその手続きを知っている。労働者が公平な紛争解決を利用できる証拠があること</p> <p>c. 証拠書類(苦情、関連する書類一式、確認会合の議事録など)を保持する。適合性を確かめるために、現地監査の際に労働者にヒアリングを行ってもよい</p>   | 生産者は皆個人事業主であるため該当しない。 |     |
| 6.10.2                    | <p>指標:扱った苦情が90日以内に対処<sup>[49]</sup>される割合</p> <p>要件:100%</p>  | <p>a. 雇用者はすべての提起された不平と苦情、労働紛争すべての記録を保持すること</p> <p>b. 雇用者は対処した苦情に対する手続き上の要件(是正措置も含む)とスケジュールに従い、経過と結末の記録書類を保持すること</p>  |                       |     |

|                           |   |   |                               |     |
|---------------------------|---|---|-------------------------------|-----|
|                           | 適用範囲:すべて  | c. 苦情の取り扱い手順と90日以内に対処されたかに関し適合性を確かめるために労働者にインタビューを行う  |                               |     |
| 脚注[49]                    | 対処:受理後、会社の苦情処理を経て、必要に応じて是正措置を行うことをさす  |   |                               |     |
| 判定基準6.11 養殖場に宿泊する労働者の生活条件 |   |   |                               |     |
|                           |   | 準拠すべき基準   | 監査所見                          | 適合性 |
| 6.11.1                    | 指標:養殖場に居住する労働者は清潔で衛生的で生活に適した条件を有していること<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて   | a. 携帯可能で安全な飲料水を労働者が常に利用できる証拠を提示すること   | 養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない        | 適用外 |
|                           |   | b. 十分な衛生設備を労働者が利用できる証拠を提示すること   |                               |     |
|                           |   | c. 嵐やその他の生活を脅かす自然現象のような条件に十分耐えうる安心安全で良質の宿泊施設が用意されている証拠を提示すること   |                               |     |
|                           |   | d. 労働者(およびその家族)のニーズに合う、また現場に宿泊する場合労働者の性別にも配慮した宿泊施設が提供されている証拠を提示すること   |                               |     |
| 6.11.2                    | 指標:洗面所とトイレは男女別であること。ただし従業員数が10人未満である場合、結婚した男女が共に寝泊まりする場合は例外とする<br>要件:必要<br>適用範囲:容認された例外を除くすべての養殖場、宿泊施設および職場       | a. 男女別の適切な衛生およびトイレ施設が利用可能であること。結婚した男女が共に宿泊する場合、従業員が10人未満の場合は例外となりうる   | 養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない        | 適用外 |
| 原則7:地域の一員として良識的活誠実であること   |   |   |                               |     |
| 判定基準7.1 地域社会との取り組み        |   |   |                               |     |
|                           |   | 準拠すべき基準   | 監査所見                          | 適合性 |
| 7.1.1                     | 指標:地域社会の代表や組織と、定期的で有意義 <sup>[50]</sup> な協議を開催もしくは参加していることを示す書類<br>要件:必要<br>適用範囲:すべて                               | a. 養殖場は少なくとも年2回、地域住民との会合を率先して手配している   | 漁業者と住民がほとんど同じである。自治会が開催されている。 |     |
|                           |   | b. 会合は有意義であること。オプション:養殖場は参加型社会影響評価(p-SIA)または会合と同等の手法を選択することもできる   | 有意義である。                       |     |
|                           |   | c. 会合は議題への貢献を依頼できる地域住民の代表が参加していること  | 地元の代表者が参加している。                |     |
|                           |   | d. 会合では、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うこと。養殖場が監督責任をもつトラブルを解決することを目的としており、ヒアリングは地域社会にとって適切な言語で行われること。「Theraputant/治療薬」のような専門用語使ってはならない。 | 行っていない。                       |     |
|                           |   | e. 会合が上記に適合していることを示す記録、証拠書類(会議議題、議事録、報告書など)を保持すること  | 自治会記録などを確認する。                 |     |
|                           |   | f. 上記のことを確認するため、地域住民と団体の代表にヒアリングを受けるよう進言すること  | ヒアリングは行っていない。                 |     |
| 脚注[50]                    | 定期的で有意義とは、養殖場が影響を与える地域社会から選出された代表者と、少なくとも半年に一度、協議の場をもつこと。会議議題の一部は地域社会の代表者によって決められるべきである。参加型社会的影響評価についても検討するのが望ましい |   |                               |     |
|                           | 指標:地域社会の利害関係者や団体  | a. 関係者、地域住民、団体が提出した苦情の提示、処理、解決の仕組みを養殖場の方針に記すこと  | 今後作成する。戸島魚類養殖協議会などで検討することになる。 |     |



|                          |  |  |                 |     |
|--------------------------|--|--|-----------------|-----|
| 7.1.2                    | からの苦情に対し、解決に向けた実効性 <sup>[51]</sup> のある方針や仕組みがあることを示す証拠<br>要件: 必要<br>適用範囲: すべて    | b. 養殖場はその方針に基づき苦情処理を行い、それは書類(関係者との事後のやりとり、是正措置を記述した関係者への報告書など)によって裏付けされること               | 苦情の記録はない。       |     |
|                          |  | c. 関係者の苦情に対する決定事項に基づき、養殖場の苦情処理の仕組みは実効的であること(関係者との事後のやりとりなど)                              | 苦情の記録はない。       |     |
|                          |  | d. 上記のことを確認するために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めヒアリングを受けるよう進言すること                                  | ヒアリングは行っていない。   |     |
| 脚注[51]                   | 実効的とは、仕組みが実効的であることを示すために、苦情を解決したことの証拠が提示できることをさす                                 |  |                 |     |
| 判定基準7.2 地域の文化や伝統的利用領域の尊重 |  |  |                 |     |
|                          |  | 準拠すべき基準  | 監査所見            | 適合性 |
| 7.2.1                    | 指標: 計画の設計と実行に際して、地域グループの意見を徴収する<br>要件: 年2回以上、もしくは関連する地域・国の法規則の要件に従う<br>適用範囲: すべて | a. 管轄の法律で要求がある場合、プロセスが7.2.1bに準拠していることを示すために、養殖場は地域団体または先住民族と会合をもち、証拠書類(会議事録、要旨など)を保持すること | 法的な要求事項はない。     | 適用外 |
|                          |  | b. 養殖場管理者は、先住民族との会合に関する地方や国の法律、条例を理解していることを示すこと  | 当地域に先住民族は存在しない。 | 適用外 |
|                          |  | c. 計画段階および実行段階で、上記の地域団体との会合ならびに協定を確かめるために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めインタビューを行ってもよい             | 当地域に先住民族は存在しない。 | 適用外 |
| 判定基準7.3 資源の利用            |  |  |                 |     |
|                          |  | 準拠すべき基準  | 監査所見            | 適合性 |
| 7.3.1                    | 指標: 地域社会にとって重要な資源の利用制限を地域社会の承認なしに変更すること<br>要件: 不可<br>適用範囲: すべて                   | a. 地域社会にとって極めて重大である資源について書面化され、かつ養殖場が把握していること(指標7.3.2が求める評価プロセスを通じて)                     | 極めて重大である資源はない。  | 適用外 |
|                          |  | b. 養殖場は極めて重大な地域社会の資源利用を制限する変更を加える前に、地域社会の承認を得ること。承認は書面化されること                             | 極めて重大である資源はない。  | 適用外 |
|                          |  | c. 養殖場が地域社会の承認以前に重大な資源への利用を制限したかに関する証拠を得るために、地域社会の代表にインタビューを行ってもよい                       | ヒアリングは行っていない。   |     |
| 7.3.2                    | 指標: 資源の利用に対し会社が与える影響の評価<br>要件: 年1回以上<br>適用範囲: すべて                                | a. 資源の利用に対する養殖場の影響を評価した書類があること。7.2.1の地域社会との会合の場を通じて完成していること                              | 極めて重大である資源はない。  |     |
|                          |  | b. 7.3.2aで提示された証拠の正確性を一般的に確認するために地域社会の代表にインタビューを行ってもよい                                   | ヒアリングは行っていない。   |     |